

復旧・復興計画

復興特区制度

放射性物質の除去

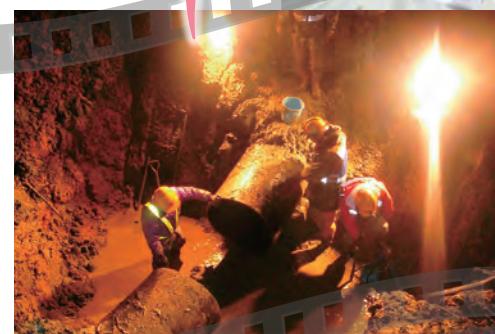
産業復興

心のケア

原発避難者受け入れ

震災後の社会変容

第4章



東日本大震災からの復旧・復興・創生

1

多くの苦難に立ち向かい、初期活動を展開

(1) 想定外の事態が相次いで発生

① 災害対策本部の立ち上げ

大地震、大津波、原発事故、原発事故に伴う住民のいわき市避難など、いわき市は他の市町村は経験することのない、極めて複合的で複雑な難局の連続に直面することになった。

また、多くの復旧事業と並行して、国・県の支援を得て、土地の確保、関係者の了解を取り付けたうえで震災復興土地区画整理事業、防災緑地、防災集団移転促進事業、災害公営住宅の建設などの新しい復興まちづくりを進め、さらに、被災家庭への心のケア、避難した住民へのケア、大地震に対応した防災訓練と市民の安全・安心を確保する必要があった。

市は大地震発生直後に「災害対策基本法」に基づき、「市災害対策本部」を設置し、24時間体制で災害対策業務を開始した。(写真4-1)

本庁舎が被災し対策本部として使用できなかったことから、代替場所として比較的被害の少ない市消防本部で対応せざるを得ない状況となった。しかし、施設の構造上、専用回線などが使用できないことから、情報取得や初動体制が思うように取れないなかでの業務となった。それでも、多くの職員を投入し、日々刻々と状況が変化するなか、避難所の開設や備蓄食料の対応、自衛隊などの応援要請、膨大な量の支援物資受け入れ・仕分け・配送、さらには原発事故による放射性物質の被害確認、不足するガソリンや日常生活品の調達など、同時に多発的に発生する膨大な量の業務に追われることになった。(写真4-2)

② 緊急時のなか市独自の対応

緊急事態が発生した時、市町村長は「災害対策基本法」に基づき、住民に対し「避難勧告」「避難指示」を出すことができる。東日本大震災において、いわき市長は、常磐西郷町の一部、渡辺町上釜戸の一部、内郷高坂町の一部に「避難勧告」、田人町石住の一部に「避難指示」を出して対応した。

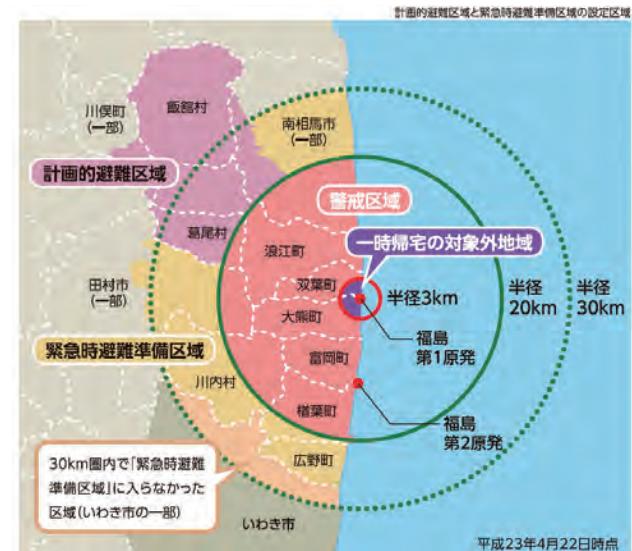
原発事故に伴う住民避難については、「原子力災



写真4-1 本庁舎が被災したため市消防本部に設置された市災害対策本部 [平成23(2011)年3月11日午後6時21分 いわき民報社撮影]



写真4-2 各支所では地区対策本部が設置・常磐地区災害対策本部 [平成23(2011)年3月13日 佐藤昌宏氏撮影]



■図4-1 原発事故に伴う、「避難」に関する区域指定

害対策特別措置法」で内閣総理大臣への全権集中と定められており、さらに、いわき市は、当時規定されていた「防災対策を重点的に充実すべき範囲」(原子力発電所から半径8～10kmの範囲)の範囲外であったため、政府から原発事故の情報が入らなかった。

このことから、事態の悪化が懸念されるなか、市長の独自の判断により、3月13日に福島第一原子力発電所から30km圏内に位置する久之浜・大久地区全域、次いで3月15日に小川町上小川および川前町下桶壳の一部住民に対して、法的に支障のない「自主避難」というかたちで住民避難に対応した。(図4-1、表4-1)

■表4-1 政府、市が行った福島第一原子力発電所事故に伴う「避難」対応

政府、市の対応 月日・時	総理大臣などの対応	いわき市長の対応
3月11日午後9時23分	・半径3km圏内の避難、同3～10km圏内の屋内退避指示を発令	
3月12日午前5時44分	・半径10km圏内の避難指示を発令	
3月12日午後6時25分	・半径20km圏内の避難指示を発令	
3月13日午前8時30分		・久之浜・大久地区民に自主避難を要請
3月15日午前9時30分		・小川町上小川戸渡行政区(23世帯・57人)、川前町下桶壳字志田名、字荻(合わせて46世帯・131人)に自主避難を要請
3月15日午前11時00分	・半径20～30km圏内の屋内退避指示を発令	
3月25日午前11時46分	・半径20～30km圏内の住民に自主避難を促す	
4月22日午前9時44分	・半径20～30km圏内の屋内退避指示を解除	

注) 福島第二原子力発電所に係る避難指示などは除く。

③ 避難所から応急仮設住宅へ

ア 避難所の運営

災害応急時に行う救助の種類は「災害救助法」で定められている。このなかに「収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与」が明示され、避難所を含め、収容施設は市町村長が県知事から委任されて開設することになっている。

市では「災害救助法」に基づき、市内に屋内施設となる第二次避難所283か所を指定していたが、未曾有の災害で情報が混乱し、避難所に指定した施設そのものが被災するなか、多くの人は経験則を基に行動を取るしかない状況だった。

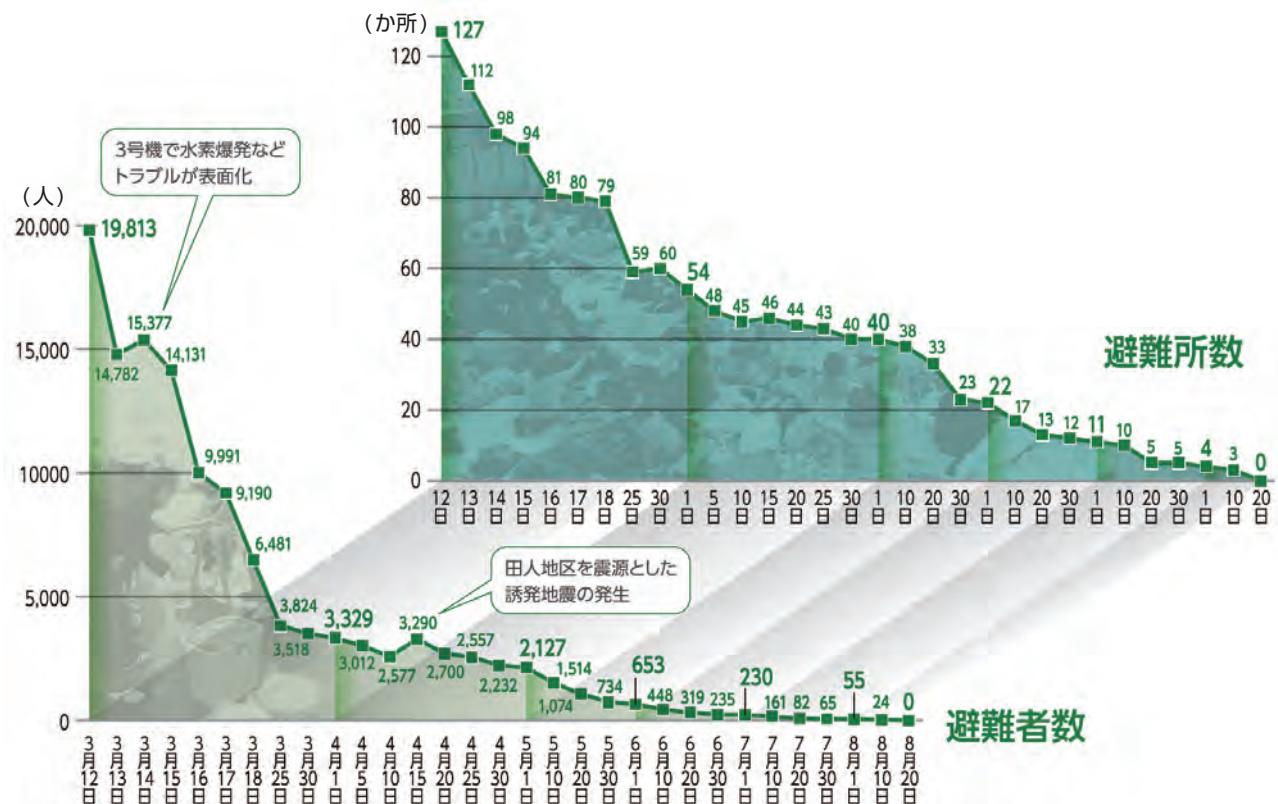
大地震当日、どの程度の人数が避難したかを正確に把握するのは困難だったが、翌12日午前の調査では、市内127か所の避難所(指定していない場所を含む)に約2万人弱が避難した。(写真4-3、図4-2)

このほか、双葉郡からの避難者も加わり、流動的な状況となった。



■写真4-3 卒業式を終えた後、紅白幕が張られたままの体育館がそのまま避難所へ・勿来第二中学校 (平成23(2011)年3月12日午前9時16分 上遠野和裕氏撮影)

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生



■図 4-2 市内避難所数および避難者数の推移

当初、避難所運営においては、ボランティアによる炊き出しや弁当調達など食料問題が課題の中心であったが、避難が長期に及ぶようになると、食料問題だけでなく、健康、衣類、プライバシーなどさまざまな課題が生じた。これらを解消するため、他自治体からの職員派遣、ボランティア、JMAT(日本医師会災害医療チーム)、市医師会、福島県栄養士会いわき支部による巡回診療、栄養相談などを行った。(写真 4-4)

ほかにも、自衛隊入浴サービス、介護施設・企業の福利施設・温泉施設などの開放、買い物サービスなどさまざまな支援を行いながら避難所が運営された。

「災害救助法」では、避難所の運営は「災害発生の日から7日以内とする」と規定されているが、東日本大震災では多くの都市がこれを超え、いわき市においても避難所を閉鎖したのは、大地震発生から162日後の8月20日だった。



■写真 4-4 避難所で活動に当たる福島医大の高度医療緊急支援チーム [平成 23(2011) 年 3 月 28 日 いわき民報社撮影]

イ 応急仮設住宅

市は、災害により住宅を失い、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し、恒久的な災害公営住宅を建設するまでの間、応急仮設住宅を建設するとともに、雇用促進住宅や民間借上げ住宅を同様の一時提供住宅として扱うことにより、避難住民の対応を進めた。

避難所を出て、仮の住宅に住むには困難を極めた。提供対象として、既設の民間借上げ住宅、雇用促進住宅、新設の応急仮設住宅が考えられたが、どの場合においても課題があった。また、市の対応とは別に、市内では県が双葉郡などからの避難者のために同様の措置を行ったことから、事態は錯綜するこ

とになった。

民間借上げ住宅では、不動産関係者との調整や空き室の状況・物件の質の調査などが必要となつた。募集後も、マッチングには、問い合わせ、調整、再調整が多く生じた。

雇用促進住宅は市内 13 か所に配置されていたが、地震被害に加えて「独立行政法人整理合理化計画」によって入居停止となって劣化が進んでいる宿舎が多く、たとえ入居が可能になつたとしても、入居までの要件を整理するには時間を要した。

また、応急仮設住宅の新設には、まとまった用地の確保などにより建設まで時間を要した。

一時提供住宅入居者のピーク時(平成 24 [2012] 年 4 月 2 日調査)には、3,221 戸、8,984 人を数えたが、平成 29(2017) 年 3 月で解消された。(写真 4-5)



写真 4-5 応急仮設住宅でクリスマス会のなわとび交流〔平成 28(2016) 年 12 月 いわき市撮影〕

④ ペットの避難・救護

いわき市では、地域防災計画のなかに動物(ペット)救護対策を規定していたが、原発事故が加わった複合大規模災害に対応する内容とはなつていなかつた。

それでも大規模避難所におけるペット同行避難状況を把握・対応するとともに、4 月上旬からは飼い主とはぐれてしまったペットに対し、動物愛護の観点から、市民からの情報を得ながら犬の捕獲・保護業務を行つた。(写真 4-6)

4 月 25 日には、市、福島県獣医師会いわき支部、動物愛護団体などで構成する「市動物救援本部」を設置(～平成 28 [2016] 年 3 月)。5 月 12 日には捕獲した犬の臨時の抑留機能に加え、ペットとの同居などが困難である飼い主に飼育場所の提供を行う「市ペット保護センター」を内郷綴町に設置(～平成 27 [2015] 年 12 月)した。

センター閉鎖までの間に、合計で犬 174 頭、猫 63 匹を預かり、被災者の心のケアに役立つた。



写真 4-6 市ペット保護センターに預けられたペット犬〔平成 23(2011) 年 12 月 いわき市撮影〕

(2) 全国から寄せられた多くの支援

① 支援物資の受け入れ

全国からの支援物資は、大地震発生直後は市消防本部で受け入れ、次いでいわき平競輪場を集積・保管場所とした「支援物資集配センター」で受け入れた。(写真 4-7、4-8)

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生



写真 4-7 「支援物資集配センター」から救援食料物資の搬出を行う自衛隊・いわき平競輪場 [平成 23(2011) 年 3 月 22 日 陸上自衛隊第 8 普通科連隊撮影]



写真 4-8 「支援物資集配センター」の救援物資仕訳配置見取図 [平成 23(2011) 年 5 月 13 日 いわきジャーナル撮影]

しかし、集荷を本格化させたあたりから、原発事故により周辺地域の汚染の拡大が懸念されたことから、全国から寄せられようとしていた復旧のための人材、支援物資をはじめ、日用・雑貨品がいわき市内に回らないようになっていった。

そのため、市は国・県などへ生活関連物資の確保を要請し、一部政府調達食料などの提供でしのぐ状況となった。(表 4-2)

■表 4-2 いわき市における救援物資の主な払い出し

払出手		期 間	内 容
市内避難所		3月12日～8月20日	1日2回、避難所からの要請を取りまとめ、朝と夕に物資を配送
要援護者		3月29日～5月10日	公民館へ配達し、民生委員、消防団などの協力を得て、配布(水、カップ麺、パックご飯など)
一般市民		3月 21～23日、3月 25、26、28日	市内の物流が滞っていた時期、公民館24か所に物資を配達し、区長や消防団などの協力を得て配布(水、おにぎり、パン、カップ麺、パックご飯など)
ボランティア団体		3月12日から隨時	市内の物流が滞っていた時期、災害ボランティアセンターからの要望に応じ、配達
社会福祉施設、病院など		3月 23日～4月 6日	市内の物流が滞っていた時期、集配センターで生活物資を払い出し
一時提供住宅入居者	1回目	4月 16日～7月 28日	仮設住宅、雇用促進住宅、民間賃貸住宅の入居者に米、水、カップ麺、毛布などの生活物資を配布
	2回目	7月 1日～31日	上記入居者に米、水、お茶、カップ麺、その他生活物資を配布
	3回目	8月 8日～31日	民間賃貸住宅(特例措置対象)入居者に、米、水、お茶、その他生活物資を配布
保育所、幼稚園、小学校、中学校など		5月 9日～31日	水、マスク、タオルなどの生活必需品を配布
一般被災者	1回目	5月 14、15日	クリナップ井上記念体育館、ポリテクセンター、小名浜市民会館、勿来市民会館で、5,435人に衣服、靴下、タオルなど約13万点を配布(り災証明書の提示)
	2回目	10月 29、30日	クリナップ井上記念体育館、ポリテクセンター、いわき明星大学、勿来体育館で、5,671人に冬季衣類、オムツ、生理用品、マスクなど約12万点を配布

注) このほか 6月 25 日、8月 6 日、平成 24(2012) 年 2 月 4 日、東京都港区主催で雇用促進住宅入居者を対象に「家具のリサイクル展 in いわき市」が開催。



■図 4-3 官民の災害支援の役割と被災者ニーズの変化（概念図）

情報が比較的正確に伝わり、“いわき入りが安全”と広く認知されるようになる3月20日を過ぎると、今度は供給が滞っていた支援物資が堰を切ったように集まり、同センターが物資であるふれる状態となった。さらにモノ不足が解消していく過程のなかで、膨大な支援物資が届くというタイムラグ（救援物資ニーズのズレや賞味期限を含む）が、現場をさらに混乱させた。この状態が沈静化したのは、4月に入ってからだった。

避難生活が長引くにつれて避難者のニーズが多様化し、支援物資の内容とのマッチングに追われることになった。（図4-3）

支援物資は100品目を超え、主なものとしては、飲料水や毛布、カップ麺、レトルト食品などだった。全国の自治体や企業・団体をはじめ、個人から多くの支援物資を得て、いわき市はかろうじて危機的状況を乗り切ることができた。（写真4-9）

② ボランティア支援、他自治体支援

大地震発生直後からボランティアの申し込みが市に寄せられたことから、当初、市、市社会福祉協議会、災害ボランティアいわきの三者で「市災害救援ボランティアセンター（後に「復興支援ボランティアセンター」に名称を変更）」を開設し、それぞれの役割分担に応じて対応したが、ガレキ撤去や家の片づけ、被災者の話し相手など、ボランティアのニーズが多岐にわたるよう



■写真 4-9 避難所に届けられる救援物資・高久小学校
〔平成 23(2011)年 3月 29日 いわきジャーナル撮影〕



■写真 4-10 いわき市復興支援ボランティアセンターの連絡会議
〔平成 24(2012)年 いわき市社会福祉協議会提供〕

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

になったことから、4月4日に、市社会福祉協議会に拠点を置き、人員体制の強化を図った。(写真4-10)

組織活動としてはNPO法人いわきNPOセンターやNPO法人シャプラニール、さらにはいわき市の特性である広域多核都市を反映して、小名浜や勿来には地区災害ボランティアセンターが開設されたほか、市内外からの多くのボランティアが多岐にわたる活動を展開した。

市復興支援ボランティアセンター(平成29〔2017〕年3月末に終了。以後は市社会福祉協議会ボランティア活動センターにおいて対応)を通じてボランティア活動に参加した人数は述べ6万3,824人に達した。(写真4-11、4-12)



■写真4-11 家庭の片づけボランティア・平豊間 [平成23(2012)年5月 いわき民報社撮影]



■写真4-12 津波を被った「賽の河原」の石仏がNPO法人パワーオブジャパンのボランティア活動によってレスキュー・平沼ノ内 [平成25(2013)年8月 いわき市撮影]

また、多種多様な数多くの支援物資などの物的支援に加え、全国の自治体や消防機関、自衛隊など多くの行政機関から、捜索活動、上水道の復旧・給水活動、避難所運営やり災証明関係業務など広範多岐にわたり災害対応や復旧・復興に対し多くの人的支援を得ており、現在も復興に向け、全国から職員の派遣協力をいただいている。(写真4-13)



■写真4-13 山口県宇部市と同山陽小野田市職員によるり災証明書の受け付け・市勿来支所 [平成25(2013)年8月 宇部市撮影]

(3) 義援金の受け入れと配分

① 被災者の早期生活再建の一助に

自宅の家屋流出・倒壊など、住家の損害を受けた方などに対しては、全国各地、国外から義援金が寄せられた。

市は、被災者の早期生活再建に向け、義援金を速やかに配分できるよう、3月17日には義援金の受け入れを開始した。その際に、お寄せいただく方には、使用目的として〔1〕被災された方の「生活支援」、〔2〕市の「災害復旧・復興」、のいずれかをあらかじめ選択していただいた。(表4-3)

■表4-3 寄せられた義援金の内訳(令和2〔2020〕年3月31日現在)

区分・用途	金額(件数)
本市に寄せられた義援金	16億2,480万9,572円(7,171件)
内訳	被災者に対する生活支援のため 7億7,063万5,513円(3,438件)
	災害からの復旧・復興のため 8億5,417万4,059円(3,733件)
国から本市に配分された義援金	259億3,367万728円
福島県から本市に配分された義援金	47億8,991万5,000円

令和2(2020)年3月31日現在、全国から本市に寄せられた義援金は16億円余、国(日本赤十字社など)・福島県を通しての配分も合わせると、約323億円の義援金が寄せられ、被災者の生活支援や市の災害復旧・復興に役立てられた。

②「生活支援」の義援金

「生活支援」を目的とする義援金については、被災者の皆様に一日でも早く渡せるよう、4月14日に第1回目の配分委員会を開催。本市としての義援金第1次配分を1世帯あたり5万円と決定し、県義援金と合わせ、4月16日より配分を開始した。
(本市の第1次配分については、県内で最も早く配分を開始)

その後、7月25日には第2回目の配分委員会を開催。第2次配分では個人を単位として配分することとし、7月29日より順次配分を開始した。平成30(2018)年3月31日現在で4万320世帯に支給した。(表4-4)

このほか、被災者の生活支援を目的として、本市独自に住家に半壊以上の被害を受けた方々へ被災救助費を支給した。

■表4-4 義援金の配分額

義援金の区分	配分額	
	第1次配分 (1世帯あたり)	第2次配分 (1人当たり)
住家が全壊	45万円	23万円
住家が半壊 (大規模半壊含む)	28万円	11.5万円
福島第一原発から 30km圏内(旧屋内避難区域)	45万円	3万円
死 亡 者	35万円 (1人当たり)	73万円
震 災 孤 児	—	100万円
震 災 遺 児	—	50万円

注)1 配分額は国(日本赤十字社など)・県・市の各種義援金の合計。

2 原発事故に伴う避難による配分と、住家被害による配分を重複して受け取ることはできない。

③「災害復旧・復興」の義援金

「災害復旧・復興」を目的とする義援金については、市の予算に計上し、平成24(2012)年度以降、市の復興財源として有効に活用することとした。

(4) 社会インフラの早期復旧をめざし

① 上水道

上水道は、3月11日の大地震によって市内全般で浄水場から配水池へ送水する基幹管路で漏水が多発し、給水区域のほぼ全域約13万戸が断水した。

上水道関係者は早期復旧をめざしたが、原発事故の被害が過大に伝えられたことにより、放射性物質による汚染を懸念して、人材・資材がいわき入りできず、期待した全国の他自治体・水道関係団体からの応援が果たされなかった。加えて市内業者も被災し、復旧工事は遅れることになった。(写真4-14)

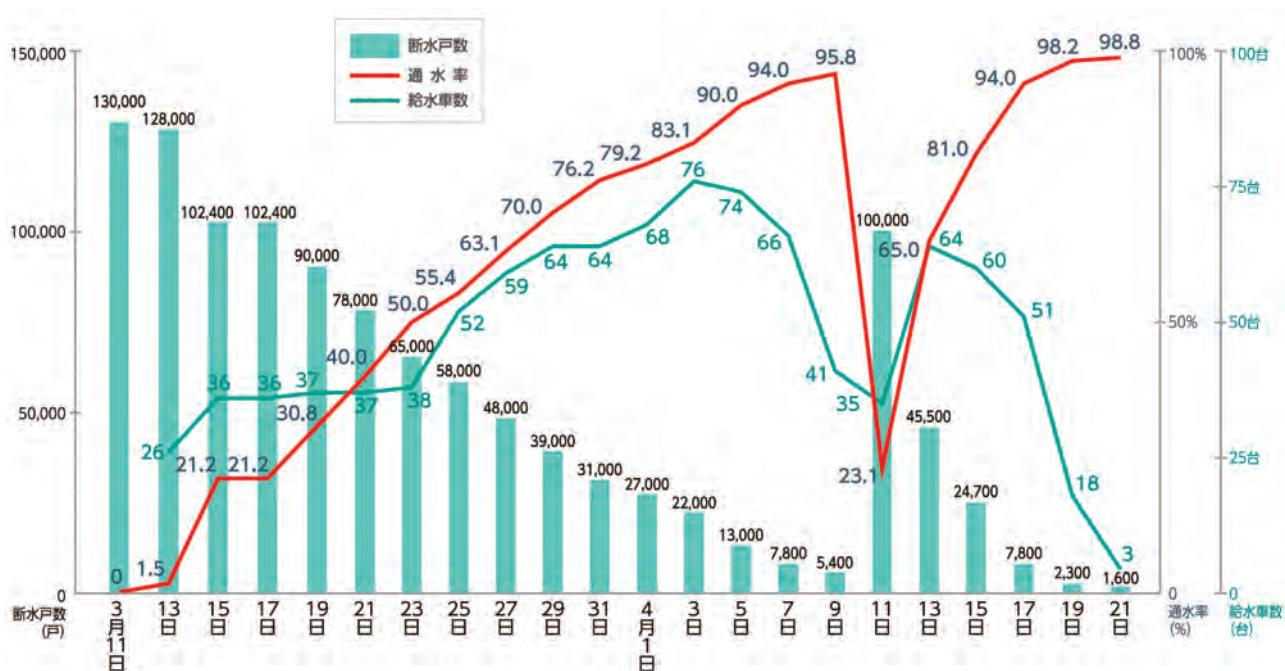


■写真4-14 山玉浄水場送水管の漏水修理 [平成23(2011)年3月 いわき市撮影]

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

報道が比較的正しく伝えられるようになった3月下旬以降、人材・資材が昼夜を問わず投入されるようになり、4月10日には通水率が97%まで回復した。

しかし4月11、12日の地震により再び被害を受け、約10万戸が断水する事態に至ったが、そのときの復旧ぶりは3月の大地震とは異なり、地震直後から応援を含め総動員で取り組むことができた。3月の経験を踏まえ、迅速に応急給水体制を整備して、計画的、効率的に復旧工事を進め、4月20日には通水率を98.8%に引き上げ、津波や地すべりで復旧が困難な地域を除き、市内のほぼ全域で復旧が完了した。(図4-4)



■図4-4 震災後の断水戸数および通水率、給水活動状況

② 下水道

市内4か所の浄化センターはともに地盤沈下や施設の亀裂の被害を受けたが、応急措置により、処理を中断することなく稼働し続けた。下水を流下させる水路となる管渠やポンプ場も多くが被災したが、一部を除き、応急修理などで機能を維持した。



③ 電力、都市ガス

東北電力株いわき営業所の調査によると、3月の大地震直後、市内では2万670戸が停電となったが、津波で流失した個所を除き1週間以内に復旧した。4月11日の地震では市内ほぼ全域にわたる19万9,731戸が停電したが、12日までには復旧した。(写真4-15)

ガス会社3社は、大地震でガス管破損が生じガス漏れが発生したことから、保安のために合わせて約1万5,300戸のガスを一時停止する閉栓措置を取った。

(写真4-16)

復旧に当たっては配管が地中に埋設されていることや各家庭内ガス器具の個別点検が必要であることに加え、原発事故の風評で資材調達が難しく復旧までに時間がかかったが、一部地域を除き、4月20日ごろまでに復旧した。

■写真4-15 電柱の復旧作業 [平成23(2011)年4月6日 いわきジャーナル撮影]



■写真 4-16 ガス管修理・常磐上湯長谷町 [平成 23(2011) 年 4月 15 日 常磐共同ガス㈱提供]

④ 通信

大地震直後に安否確認などの通話が殺到したことから、緊急通報などの重要通信を確保するため、NTT 東日本では最大で 90%、携帯電話・PHS・各移動通信事業者は最大で 70 ~ 95% と、それぞれ大幅な通話規制を行った。

また、停電などで固定電話の交換局や携帯電話基地局が停止したことから、市内全域で電話がかかりにくい状態が続いたが、1週間後の 3 月 18 日には、津波被災地域を除き、市内ほぼ全域で復旧した。

携帯電話などは、4月末までに一部の地域を除き震災前とほぼ同等レベルまで回復した。

⑤ 鉄道、道路、港湾、交通機関

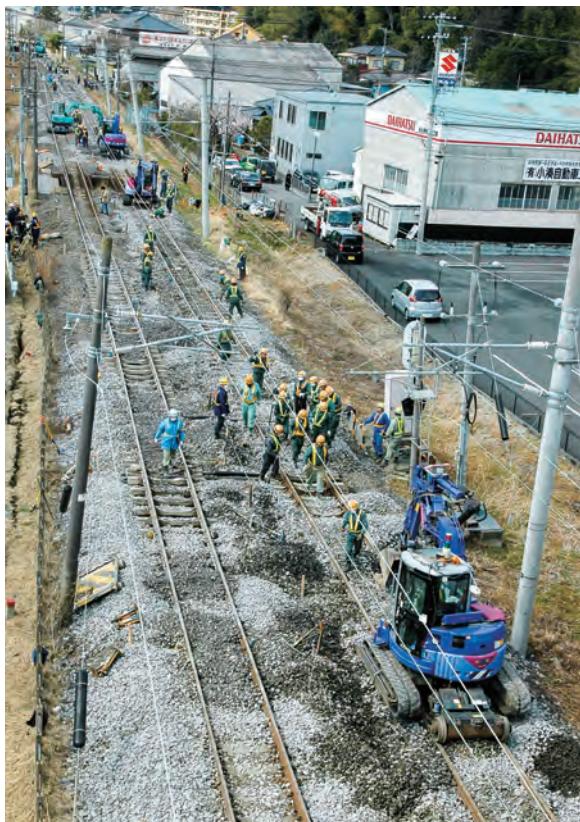
ア 鉄道

市内の鉄道は大地震発生直後から全面運休となったが、4月11日に常磐線の普通列車（いわき駅～高萩駅）が再開されたのをはじめとして順次再開され、5月14日までに久ノ浜駅以北を除き、すべて運転を再開した。（写真 4-17、図 4-5）



■図 4-5 鉄道、高速道路、高速バスの復旧状況

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生



■写真 4-17 常磐線の復旧工事・いわき・内郷 [平成23(2011)年3月31日 いわき民報社撮影]

イ 道路

高速道路は安全確認のため、大地震発生直後から全面通行止めとなり、応急復旧を行い開通したのは翌日だったが、混乱を避けるため緊急車両の通行のみとした。一般車両の通行が可能となったのは3月21日からだった。4月11日に発生した地震でも大きな被害を受けたが、同14日には再開された。

国道、県道も大きな被害を受けた。国道6号では市内8か所で大きな被害が発生したが、四倉ー久之浜の1か所を除き、3月13日までに通行可能となった。一方、国道49号では通行止めにするような被害は受けなかった。県道では、主要地方道いわきー石川線が4月11日の地震により斜面2か所が大きく崩落し、通行不能となった。仮設道路の敷設を経て、平成25(2013)年12月に全面開通した。(写真4-18)

市道の復旧個所は、全部で2,291か所に及んだ。



■写真 4-18 主要地方道いわき石川線の復旧工事・渡辺町上釜戸 [平成23(2011)年8月 いわきジャーナル撮影]

ウ 小名浜港

海の玄関となる小名浜港では、津波により岸壁や荷役機械の損傷、船舶の乗り上げなど、多くの港湾施設が被災した。(写真4-19)

国や県による懸命な取り組みにより、比較的被害の少ない藤原ふ頭を応急復旧させ、3月18日には、緊急物資輸送第1船が入港した。3月29日には、石油タンカー第1船が大剣ふ頭に入港し、ガソリンなどの燃料不足に対応。また、緊急物資の輸送拠点として大きな役割を果たした。

平成24(2012)年11月には、震災被害で稼動が不能になっていた大剣ふ頭コンテナターミナルのガントリークレーンが新設され供用開始。同施設は被災した旧式に比べコンテナの積み下ろしなどに要する時間が1.5倍早



■写真 4-19 被災した小名浜港5・6号ふ頭 [平成23(2011)年3月14日 銀鈴スタジオ・小磯国雄氏撮影]

くなるなど、いわき市の復旧・復興に大きな役割を果たした。(写真4-20)

平成23(2011)年8月に国や県など関係機関で構成した小名浜港復興会議が策定した「小名浜港復旧・復興方針」により災害復旧が進められ、物流機能を担う主要な岸壁の復旧工事は、平成26(2014)年3月末までにすべて完了した。



■写真4-20 新型ガントリーカークレーンの供用開始[平成24(2012)年11月14日 いわき市撮影]

⑥ 生活物資

大地震の発生によって、東日本の生産・物流は大きく損害を被り、極端に商品が品薄となった。スーパー・マーケットやコンビニエンス・ストアでは、被災した店舗の復旧作業を進めながら在庫のある限り営業を続けたが、各種生産工場が被災したことや、交通が遮断されたことから物流が滞り、さらに放射性物質の飛散による風評の影響により3月15日ごろからほんどの小売店が営業できない状態となった。(写真4-21)

いわき市の安全性が伝えられると、救援物質が徐々に市内へ届くようになったが、それでも商店の物資不足はすぐには解消しなかった。

小売店に商品が並ぶようになったのは、高速道路の一般車両の通行が再開された3月21日以降のことだった。3月28日ごろには、営業時間の短縮などを余儀なくされながらも、大部分の小売店が再開した。(表4-5)

■表4-5 小売店の営業状況

月日	スーパー・マーケットの営業状況	コンビニエンス・ストア等の営業状況	備考(福島第一原子力発電所事故に係る状況など)
3月11日(金) ～14日(月)	・マルト16店舗 ・イトーヨーカドー平店 ・イオン(旧サティ) ・ヨークベニマルの数店舗	市内全域で通常営業としていたが、物流の悪化に伴い、次第に閉鎖店舗が増加	・3月11日=半径3km圏内の避難、3～10km=屋内退避 ・3月12日=半径10km圏内の避難 ⇒ 20kmに拡大 ・半径20～30km圏内の屋内退避
3月15日(火)			
3月16日(水)	・マルト5店舗 ・イトーヨーカドー平店	市内全域で閉鎖	
3月26日(土)	・マルト11店舗 ・イトーヨーカドー平店 ・ヨークベニマル内郷、勿来江栗店 ・タウンモールリスト ・ラトブ ・エブリア	・ローソン16店舗 ・セブンイレブン34店舗 ・ダイユーエイト(5店舗)などのホームセンター、小規模な食料品店、飲食店、理容店なども順次、営業を開始	

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

ガソリンについても、石油関連施設・車両などの被害が大きく、供給ができない状況に陥った。給油所に通じる道路には自動車が並び、加えて原発事故により遠方に避難する自動車の列が長蛇を成して混乱が広がった。(写真4-22)

原発事故は供給する側の不安もあおることになった。国や県・市は自衛隊や石油供給会社に協力を要請する一方、法的に国全体で確保しておかなければならぬ在庫の取り崩しなどによりガソリンなどの確保に努め、3月20日から徐々に一般市民向けとしてガソリンスタンドで市民にも供給されるようになった。(図4-6)

市内の燃料不足が解消されたのは、4月の上旬になってからだった。



写真4-21 残り少なくなった商品を求めて市民がスーパーに行列・スーパー「マルト」(平成23(2011)年3月12日 銀鈴スタジオ・小磯國雄氏撮影)



写真4-22 大渋滞となったガソリンスタンド
(平成23(2011)年3月18日 いわきジャーナル撮影)

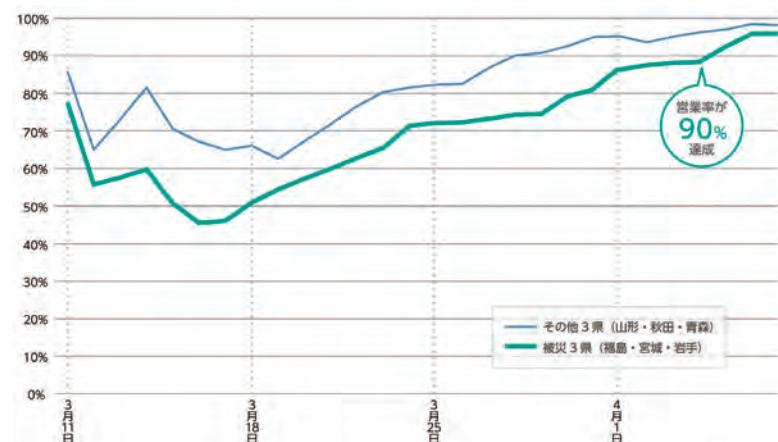


図4-6 東北地方における給油所の営業率

⑦ 医療機関・応援医療

医療機関では、医療や調剤に必要な水道、ガス、電気などが寸断されたことにより、市内の数多くの医療機関が休診を余儀なくされ、3月14日現在で診療などを行っていたのは、市立総合磐城共立病院(現いわき市医療センター)と福島労災病院だけだった。(写真4-23)

市は市内の医療体制を確立するため、DMAT(災害派遣医療チーム)やJMAT(日本医師会災害医療チーム)を受け入れ、合計73チームが市医師会と連携し、避難所など市内各地区を巡回して診療を行った。

市内の医療機関では3月下旬から4月上旬にライフルラインの復旧とともに診療を再開した。(表4-6)

なお、市立総合磐城共立病院は、東日本大震災後の平成24年12月に「いわき市新病院基本計画」を策定。浜通り地区の中核病院として、地域と連携し、高度医療・先進医療・救急医療の充実、医療従事者の育成などに努めるほか、東日本大震災の経験を踏まえ、免震構造の採用、災害時病床機能、活動スペースおよびライフルラインの確保、ドクターヘリや消防防災ヘリに対応できるヘリポートの設置など、災害拠点病院としての機能を備えた、災害に強い病院とするため、福島県地域医療復興事業補助金を活用し、平成27(2015)年7月に新病院建設に着工、平成30(2018)年9月には新病院病が完成し、同年12月に「いわき市医療センター」に名称を変更して開院した。



■表 4-6 市内医療機関の診療等再開状況

月日	病院	診療所	歯科	薬局
3月14日	2	0	0	0
3月25日	14	96	16	72

注)3月14日の診療機関は「共立」「労災」のみ。

■写真 4-23 入院患者を屋外に避難誘導・市立総合磐城共立病院 (平成 23(2011) 年 3 月 11 日 いわき市撮影)

⑧ 産業の停滞と復旧

大地震、大津波、原発事故、風評と重層する被災により、いわき市は農林漁業、工業、商業の産業すべてにわたって苦難を強いられた。

たとえば、沿岸部の農地では津波ガレキの流入や塩害となって大きな被害を与えた。特に、塩を被った水田では、表土に塩分が白く浮き上がる状態で、容易に稲作ができない状態となった。市内における農地の津波被害面積は、田が約 191ha、畑が約 22ha に及んだ。(写真 4-24)

市内に点在する 9か所の漁港は、それぞれ地震と津波、さらには放射性物質による海洋汚染によって大きな被害を受け、漁業は中断に追い込まれ、試験操業を再開するまで時間を要した。

市内の数多くの工場、事業所は地震や津波の被害を受け、操業中止に追い込まれたが、懸命な復旧作業によって多くの工場が早期に操業を再開した。(写真 4-25、4-26)

いわき市の産業は後述するように、国や県、その他多くの支援を得て、それぞれの分野で復旧・復興をめざすことになった。



■写真 4-24 津波によって押し流されたガレキのほか、塩害に襲われた、沿岸部の水田・平豊間字寺前 (平成 23(2011) 年 3 月 12 日 いわき市撮影)



■写真 4-25 常磐共同火力(株)勿来発電所内に押し寄せる津波 (平成 23(2011) 年 3 月 11 日午後 3 時 36 分 常磐共同火力(株)勿来発電所提供)



■写真 4-26 常磐共同火力(株)勿来発電所の 9 号機が再稼働 (平成 23(2011) 年 6 月 常磐共同火力(株)勿来発電所提供)

⑨ 災害廃棄物等の処理

市内で被災した家屋の判定は、全壊 7,902 棟、大規模半壊 9,253 棟、半壊 3 万 3,146 棟、一部損壊 4 万 879 棟と、合わせて 9 万 1,180 棟に達した。

これらの家屋の多くは、生活環境の保安上の観点から解体する必要があったため、市は所有者からの申請に基づき解体撤去し、その数は約 1 万棟に達した。

また、津波は大量の土砂を運び、家屋や田畠に堆積して、日常生活の妨げになった。

市内において、これら生活の場周辺で発生した災害廃棄物等の量は約 93.6 万 t に達した。この内訳をみると、地震・津波で発生した「災害廃棄物」の量は約 68.4 万 t、津波により発生した土砂などの「津波堆積物」の量は約 25.2 万 t に達した。(写真 4-27)

市はこれらを平成 25(2013) 年度末までに、市内 19 か所に設置された仮置場にすべて集積した。(写真 4-28)

仮置場に集積した災害廃棄物等は、県と福島県産業廃棄物協会(現一般社団法人福島県産業資源循環協会)との災害協定に基づき、市が同協会いわき方部会員で構成する事業体へ委託するなどして処理を進めた。

災害廃棄物等の処理に際しては、再利用のための分別などの選別作業や搬出作業、整地などの原型復旧を行い、平成 27 年 3 月末までに、「災害廃棄物等」の処理事業がすべて完了した。(図 4-7)

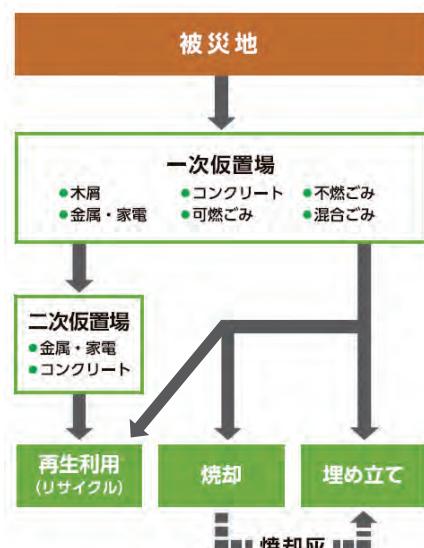
処理を進めるにあたっては、最終処分量をできるだけ少なくするため、可能な限りリサイクルを進め、発生した災害廃棄物等の約 7 割をリサイクルした。(図 4-8)



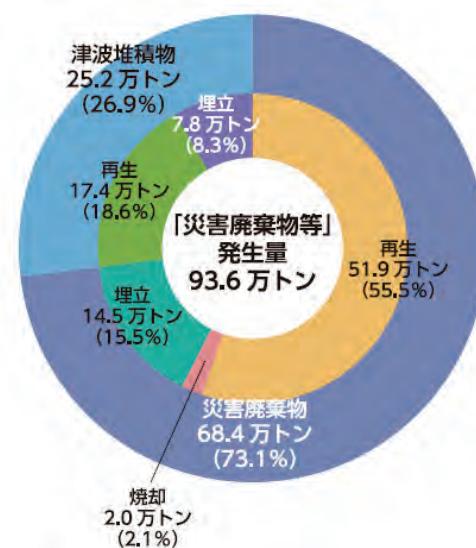
■写真 4-27 久之浜町久之浜字東町付近のがれき処理 [平成 23(2011)年 3月 20 日 石川弘子氏撮影]



■写真 4-28 仮置場に分別されて置かれた災害廃棄物・山田町の勿来市民運動場 [平成 23(2011)年 6月 銀鈴スタジオ・小磯國雄氏撮影]



■図 4-7 災害廃棄物の処理過程



■図 4-8 災害廃棄物等の処理状況

2

市復旧・復興に向けた基本方針や主要施策を構築

(1) 市復興ビジョンに基づき、復旧計画、復興事業計画を策定

① 市復興ビジョン

市は、平成23(2011)年9月に震災復興に向けた基本方針や主要な施策などを示す「市復興ビジョン」を策定した。さらにこのビジョンに取り組むにあたって、復旧までの作業工程を示した「市復旧計画」を同年10月に策定した。また、復興に向けた具体的な取り組みを示した「市復興事業計画」(一次=平成23年12月、二次=平成24〔2012〕年12月、三次=平成26〔2014〕年1月、四次=平成26年11月)を策定した。(図4-9)



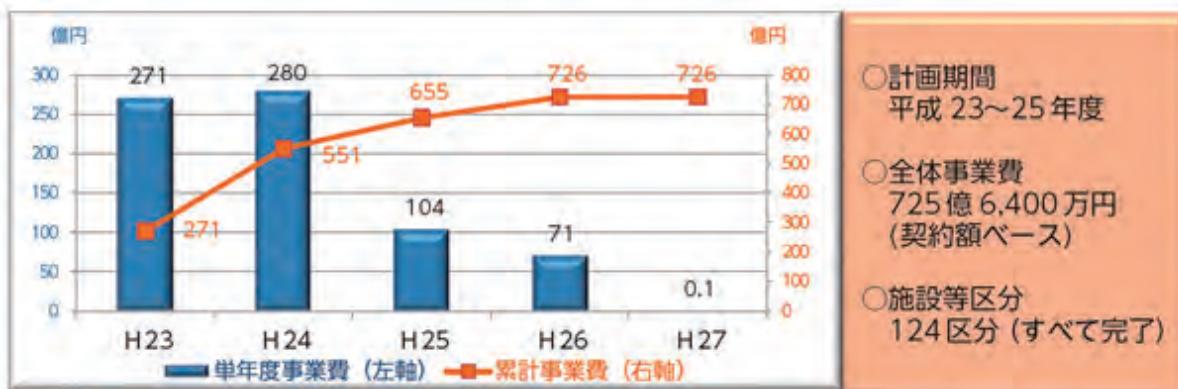
■図4-9 「市復興ビジョン」～「市復旧計画」、「市復興事業計画」の体系図

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

② 市復旧計画

「市復興ビジョン」に基づき、被災した公共施設や社会基盤などの復旧に係る工程表を平成23(2011)年10月に策定したものであり、この工程表により、震災からの早期復旧を図るとともに、市民の安全・安心を最大限に確保しながら、復旧に向けた事業を推進してきた。

復旧事業の総事業費については、当初計画では約614億円と見込んでいたが、その後の市民ニーズを踏まえた復旧手法の変更や、資材・労務単価の上昇などの変動要因により、約726億円(約112億円増)となり、平成27(2015)年度に124区分すべて完了した。(図4-10)

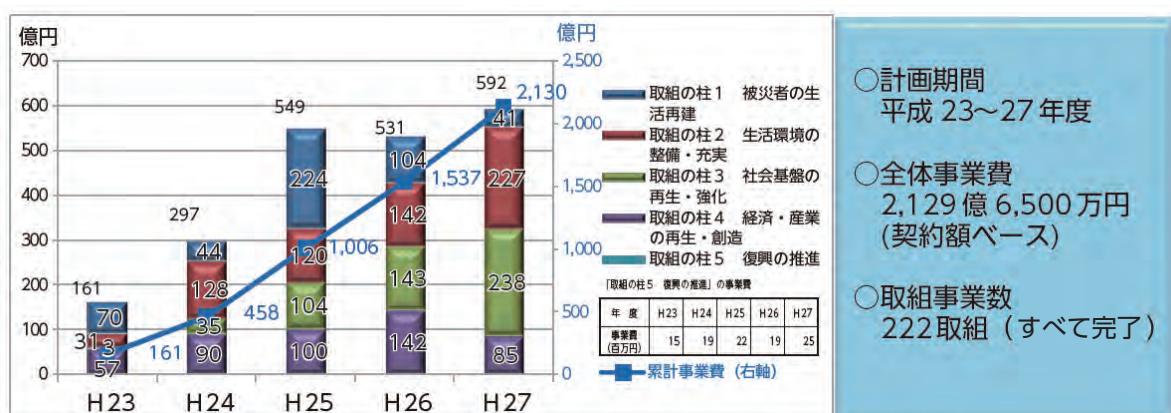


■図4-10 復旧事業費の推移

③ 市復興事業計画

「市復興ビジョン」に基づき、具体的な「取組」を5つの柱ごとに位置づけ「市復興事業計画」を平成23年12月に策定した。事業の進ちょく状況や市民ニーズなどを踏まえ、毎年度見直しを行いながら、平成23年度から27年度までの5年間は集中的に取り組みを進める「復興集中期間」と位置づけ整備を図ってきた。平成27年度末までの達成は全222取組中220取組、総事業費は、2,129億6,500万円(契約額ベース)、進ちょく率は約99%となり、残る2つの「取組」も平成28(2016)年度には完了させた。

平成28年度以降は、「復興・創生期間」と位置づけ、新・市総合計画改定後期基本計画において「復興」を重点戦略の一つとして掲げ、「震災前にも増して」をキーワードとして、復興の進ちょくに応じて生じた課題に的確に対応するとともに、地域創生や各種まちづくり施策と一体的に取り組み、真の復興をめざしてきた。(図4-11)



■図4-11 復旧事業費の推移

(2) 早期復興をめざし、復興特区制度を最大限に活用

① 「東日本大震災復興特別区域法」の適用

市が復興事業を円滑に実施するためには、国・県の支援や連携が不可欠となる。

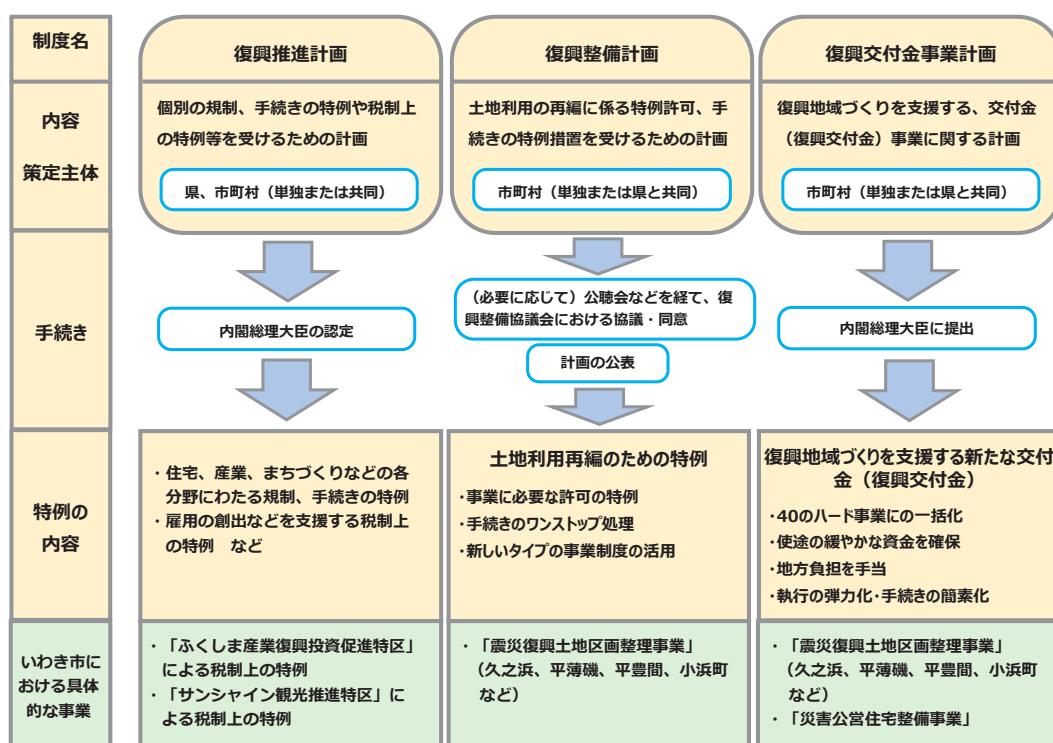
国においては、「東日本大震災復興基本法」(平成23〔2011〕年6月公布・施行)に基づき、同年12月に「東日本大震災復興特別区域法」を施行。次いで、平成24(2012)年2月には、「復興庁設置法」を施行して、同年2月10日に復興庁、その地方機関として福島復興局(本局=福島市)いわき支所をいわき地方合同庁舎に開設し、復興の迅速化を図ってきた。

市は、国の特別区域(特区)制度を最大限に活用して、復興事業を着実に遂行してきた。

② 復興特別区域(復興特区)制度の概要

復興を円滑かつ迅速に推進するための具体的な手法としては、「東日本大震災復興特別区域法」の規定に基づく「復興特区」制度があり、次の表のとおり3区分で構成されている。(図4-12)

各計画については、国の指定を受けることなどにより、特例が適用される。



■図4-12 東日本大震災復興特別区域(復興特区)制度の概要

ア 復興推進計画

復興推進計画は、規制・手続きの緩和や税制上の特例によって復興を促進させるために設けられた制度で、規制緩和の面では、公営住宅の入居者要件や応急仮設建築物の存続期間の延長など、広範囲の分野で進めることができる。税制や金融面では、課税免除等の税制優遇、利子補給などを受けることが可能となる。

市は、県や県内他市町村と共同、または市単独により、「ふくしま産業復興投資促進特区」、「サンシャイン観光推進特区」などの認定を受け、事業を展開した。

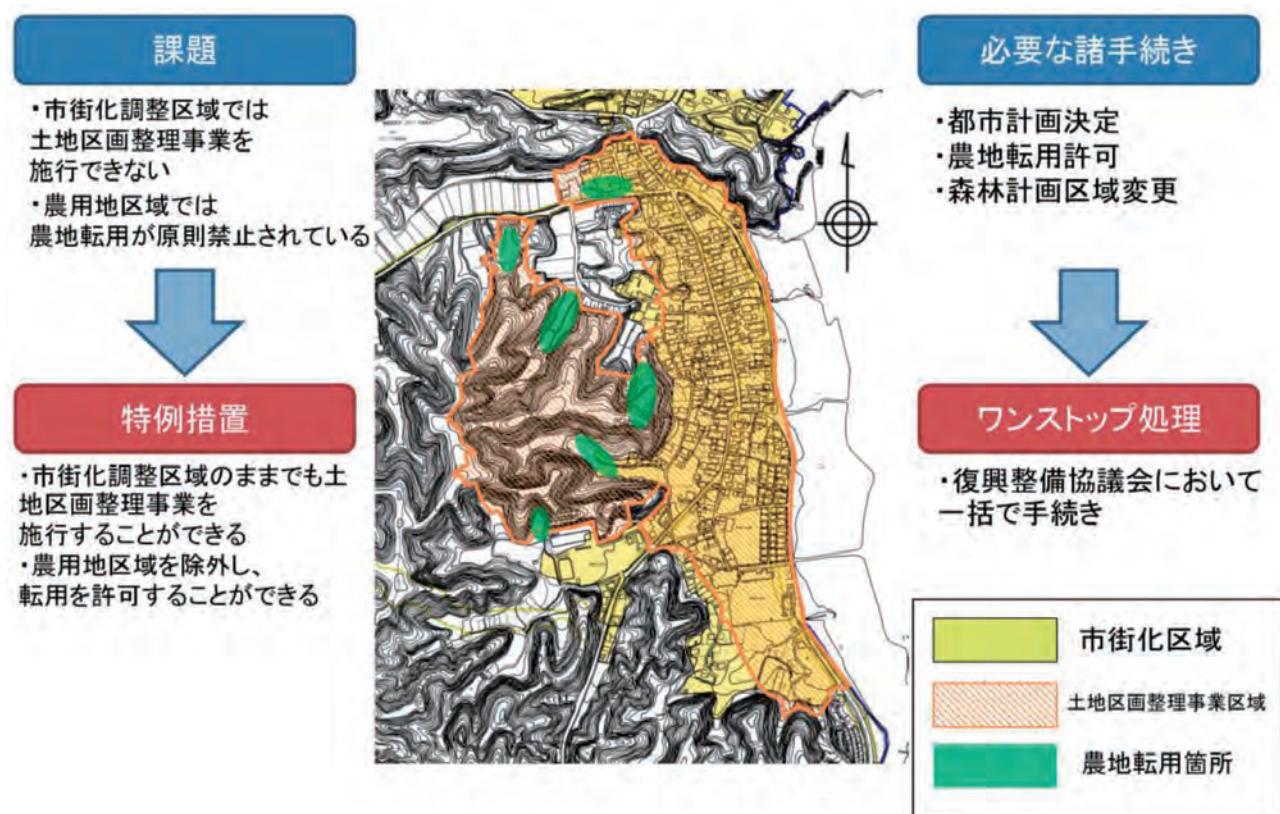
第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

イ 復興整備計画

復興整備計画は、国土交通省や農林水産省が所管する法律に基づく事業を行う場合に土地利用の特例が受けられる内容となっている。

たとえば、都市計画の土地利用に関しては、市・県・国という段階を経た手続きが必要だが、復興整備計画の場合、市と県などが参加する協議会で協議し、国の関係機関の協議などを経て公表された場合に計画に必要な許認可（この場合、都市計画法に基づく都市計画事業〔土地区画整理事業〕認可、農地法の農地転用許可など）があったものとみなされることになり、復興のスピード化が図られる。（図4-13）

市は、平成24年6月、市長、国の関係機関の長、県知事などで構成される「いわき市復興整備協議会」を設置し、この機関における協議を経て復興整備計画を策定し、沿岸部の被災地を中心として、防災集団移転促進事業、震災復興土地区画整理事業など、さまざまな土地利用に関する事業に取り組んできた。



■図4-13 震災復興土地区画整理事業における特例や手続きの簡素化・薄磯地区の例

ウ 復興交付金事業計画

復興交付金制度は、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを、資金面から支援することにより復興を加速させようと創設されたもので、いわき市を含む特定被災区域において、文部科学省、農林水産省、国土交通省など5省40基幹事業およびこれら事業に関連する効果促進事業が対象となっている。

市は着手可能な事業を事業計画として順次取りまとめ、平成23年度から令和2(2020)年12月までに第1～28次にわたり申請し、これまで防災集団移転促進事業、震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業などが採択された。採択事業は延べ173事業、交付対象事業費は約1,260億円、交付金額は約1,010億円に達している。

(3) 震災後10年以降も事業継続

国は平成23(2011)年7月に決定した基本方針で、東日本大震災の復旧・復興期間を10年間に設定(前半5年を集中復興期間、後半5年を復興・創生期間)した。

ハード整備はおおむね終了したものの、原発事故からの中長期的な対応が求められ、また地震と津波の被災地域においても心のケアなどを継続する必要があることから、令和元(2019)年12月の閣議決定により、国が復興に取り組む期間について、地震・津波被災地域では令和3(2021)年度から引き続き5年間、原子力災害被災地域は同じく10年間、それぞれ延長するとしたほか、そのための財源や制度を継続するとともに、復興庁についても現行体制を維持し、設置期間を10年間延長することが示された。

法的措置としては、福島復興再生特別措置法を改正し、国が主体的に浜通りに新産業の集積を図る福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想の推進や風評対策の強化などに取り組むこととしている。

3

各施策で地域の復旧・復興を

(1) 住環境の整備で安全・安心の生活へ

① 災害時の住宅対策

住宅が損壊もしくは流失した被災者にとって、恒久的な住宅に移行するまでの間の応急的な住宅の提供は必須となる。

災害対策救助法第23条においては、救助の種類として、「1. 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与」、「6. 災害にかかった住宅の応急修理」が規定されている。

これら施策は都道府県の責任において実施されるが、応急仮設住宅の設置場所の選定や避難住民の対応など、住民に最も身近な自治体として市町村の果たす役割は大きい。

② 一時提供住宅の供給

ア 提供住宅によって異なる制度、要件

市は、県が施工する応急仮設住宅が建設着工する前から、被災者の早期生活再建に向け、市内雇用促進住宅、民間借り上げ住宅の一時提供住宅を早期に供給できるよう取り組んだ。(表4-7)

3月15日、市は住宅の提供を目的とした「住宅プロジェクトチーム」を設置。受付・電話窓口班、マッチング班、修繕班、入居班などの班編成により、行政機関、水道・電気・ガス事業者、不動産業者などの関係機関・団体などと連絡・調整を図るとともに、避難所、救援物資などの府内担当と連携、自衛隊の協力を得ながら入居につなげた。

■表4-7 制度、種類の異なる一時提供住宅の活用

住宅の種類	所管庁など	法的根拠	所有者(協議先)	入居方法など	市の募集時期など
雇用促進住宅	厚生労働省 職業安定局	左・同省通知	独立行政法人雇用能力 開発機構(注2)	所有者の委託先(雇用振興協会)と市が 空戸を提供	平成23年3月29日(一次募集)
応急仮設住宅			都道府県	県が建設した後、市が管理・貸与	平成23年4月29日(二次募集)
民間借上げ住宅 (みなし仮設住宅)	厚生労働省 社会・援護局	災害救助法	不動産業	県、市、不動産業者が3者契約。 県が不動産業者へ家賃相当額を支払い	平成23年3月29日(一次募集) 平成24年6月4日(特例措置)
民間借上げ住宅の 特例措置(注1)					

注)1 福島県は県を介さないで「自ら手続きして入居している住宅」についても、民間借上げ住宅の特例措置として認め、準備のできた自治体から適用を開始した。

2 平成23(2011)年10月から、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構。

この間、住宅確保の調整には困難を極めた。提供する住宅の種類には、雇用促進住宅、応急仮設住宅、民間借上げ住宅(みなし仮設住宅)が考えられたが、所有者、管理者が異なり、それぞれに課題があった。

応急仮設住宅は用地確保の課題から建設に時間を要した。

民間借上げ住宅は各不動産協会との調整、個別の不動産業者との折衝、物件の質のバラツキなど、各所有者との調整や空戸の調査が必要となった。

市内に点在する13か所の雇用促進住宅は、震災直後から空戸の活用方法が検討された。雇用促進住宅は国の「規制改革推進のための3か年計画」および「独立行政法人整理合理化計画」によって、令和3年(2021)年度までに譲渡などを完了させることになっており、入居停止となっていた宿舎が多くあった

からだ。しかし、震災で被害を受けているうえに、入居停止に伴い電気、ガスメーターが取り外しされ戸内の劣化も進んでいた。また、空戸の調査・修繕やその費用をめぐって所有者、管理者などの足並みがそろわないうちに、風評や不確かな情報が先行し混乱を来たした。

イ 雇用促進住宅や民間住宅の借り上げ入居を促進

種々の課題を調整したうえで、空室になっていた市内の雇用促進住宅や借り上げ可能な住宅を順次確保し、一時提供住宅として3月29日から4月8日まで募集を受け付け、借り上げ希望者の要望と提供できる住宅の場所および間取りのマッチングを経て、4月16日から順次入居を開始した。

一時提供住宅は、申込者のうち50%が決定、30%が再調整、20%が辞退という割合になった。その状況をみると、雇用促進住宅については修繕の必要な物件が多かったこと、申請後一般の民間アパートに入居済みとなったこと、入居条件(狭い、自宅から遠い、2階では不便、家電製品の有無、学区や医療機関の遠距離など)が合わないことなどによって、予想外に不動産会社や申込者との再調整が多くなり、この結果、辞退が多くなった。問い合わせなどの電話件数の総数も5,000件を超す状況であった。(写真4-29)

のことから、遠方者で申し込みができなかった市民や4月11、12日の地震などで被害を受けた市民に対し、4月29日から5月5日まで二次募集を実施した。

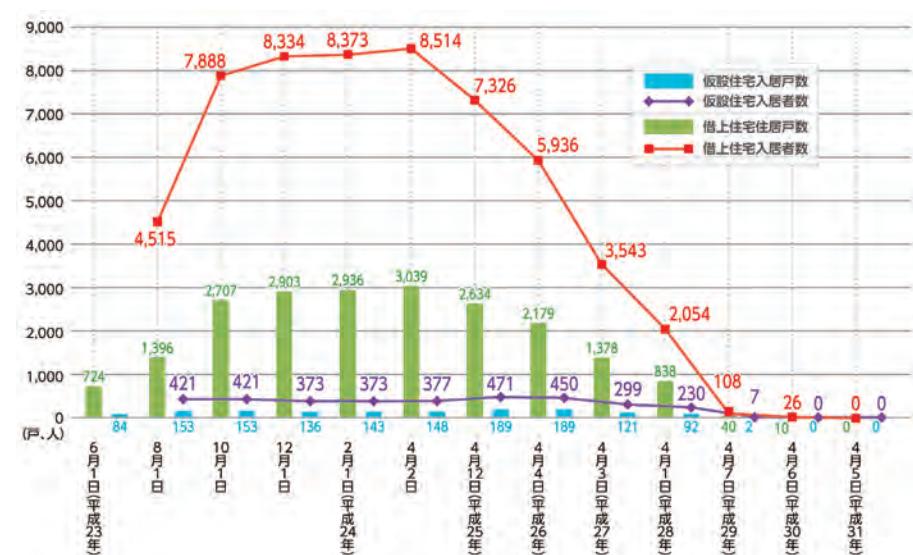
このほか、6月4日から、福島県は民間賃貸住宅の特例措置として、すでに自ら手続きして入居した民間賃貸住宅を福島県の借り上げ住宅に指定し、家賃の公費補助をする制度を適用させた。

このように、多種の住宅制度適用により6月までに多くの被災者が入居を済ませ、入居に関する問い合わせも減少したが、一方で民間の賃貸住宅物件が減少したため探しても見つからないという相談も依然としてあったこと、また雇用促進住宅、応急仮設住宅においては、まだ一部入居に至らなかった世帯があったことなどから、7月2日から8日まで追加募集を実施した。

また、この時点で避難所に避難していた被災者、さらには「市長が定める自主避難区域」となった川前町下桶壳地区の一部(字志田名、字萩)の避難希望者に対して、それぞれ一時提供住宅の提供を実施した。(図4-14)



写真4-29 専門家による、住まいと暮らしの自立再建を支援するための無料個別相談会〔平成25(2013)年10月 いわき市撮影〕



注) 仮設住宅および借上住宅の人数について、当初は把握していない。

■図4-14 いわき市民が居住する仮設および借上住宅の戸数・人数

③ 住宅団地被災や急傾斜地崩落などの復旧

大地震などによって、住宅団地の地すべり、急傾斜地の崩落および宅地擁壁の損壊などが発生し、安心して日々の生活を送れない状況が多数確認された。

このため、住宅団地の地すべりは「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」により2団地(対策事業の対象面積約9.1ha)、急傾斜地の崩落は「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」により6か所(19戸)並びに宅地擁壁の損壊は「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(特例)」により5か所(13戸)の復旧工事を実施した。(写真4-30、4-31)



写真 4-30 内郷内町駒谷地内のがけ崩れ・県災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の施工前 [平成 23(2011)年 県いわき建設事務所撮影]



写真 4-31 内郷内町駒谷地内のがけ崩れ・県災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の施工後 [平成 24(2012)年 県いわき建設事務所撮影]

④ 津波被災住宅の再建支援

市は津波被災地域の住宅再建を支援することにより住民の定着を促し、本格復興につなげるため、「市津波被災住宅再建事業補助金」を創設し、平成 25(2013)年 8月から申請の受け付けを開始した。

補助にあたっては、県市町村復興支援交付金を活用し、国が対象としている「全壊家屋」に加え、市独自の施策として「大規模半壊家屋」「半壊でやむを得ず解体した住宅」まで対象を広げ助成した。また、平成 27(2015)年 3月から、「宅地購入事業」の追加および対象者の拡充、平成 29(2017)年 3月には、各種補助限度額の拡充および「擁壁築造事業」の追加を行った。(写真4-32、4-33)

事業期間は平成 25 年度から令和 2(2020)年度末までで、住宅および宅地購入のためのローンの利子、移転に伴う引っ越し費用、宅地かさ上げの工事費用、擁壁の築造に要する費用の一部をそれぞれ補助している。(表4-8)

これまで補助対象の 5 事業で、延べ約 1,100 件が申請され、市は合計約 13 億円を補助している。(令和 2 年 10 月末現在)



写真 4-32 り災証明に基づく被災家屋調査・福山市からの応援職員 [平成 23(2011)年 10月 いわき市撮影]

■表 4-8 市津波被災住宅再建事業補助金の内容

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
住宅建設等再建事業	住宅の建設、購入に係る金融機関からの借入金の利子に相当する額	1戸当たり457万円
宅地購入事業	住宅用地の購入に係る金融機関からの借入金の利子に相当する額	1戸当たり206万円
住宅移転事業	住宅の移転に伴う家財道具の運搬等に要した経費	1戸当たり20万円
津波被災宅地防災対策事業	宅地の盛土によるかさ上げ工事に要した経費の2分の1(津波被災地内における再建のみ。)	1戸当たり270万円
擁壁築造事業	擁壁築造工事に要した経費の2分の1(土地区画整理事業区域内における再建のみ)	1戸当たり200万円



■写真 4-33 家屋解体撤去の意向確認済貼り紙 (平成 23(2011) 年 7 月 比佐恵美子氏提供)

⑤ 定住生活へ住居などの環境整備

復旧・復興をめざす海岸域の津波被災者にとって、生活再建のための住環境の整備は最大の課題となった。住環境の整備は地域の一体的なまとまりが必須となることから、住民相互の意思疎通や土地提供者などの調整が重要なポイントとなつた。

市は「市津波被災市街地土地利用方針」を策定し、主に土地利用の面から沿岸地域全体および各地区の復興に向け、住民や専門家などとの意見交換や要望を取り入れながら、復興事業計画の重点施策「津波被災地域の復興に向けた土地利用プロジェクト」に位置づけ、取り組んできた。

具体的には、被災状況に応じて災害公営住宅(平成 23 [2011] ~ 27 年)や防災集団移転促進事業(平成 23 ~ 30 [2018] 年)、震災復興土地区画整理事業(平成 23 ~ 30 年)の手法でそれぞれ整備した。(写真 4-34)



■写真 4-34 永崎字町田の災害公営住宅と防災集団移転促進住宅 防災集団移転促進住宅は江名字走出からの移転。[令和元(2019)年 12 月 医療創生大学震災アーカイブ室撮影]

ア 災害公営住宅

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し、安定した生活を確保してもらうために市町村が提供する公営住宅である。

市は、あらかじめ応急仮設住宅入居者からの聞き取りを行い、住宅需要や住宅建設地の適性などを検討。いわき市民向けの災害公営住宅の建設計画を進め、平成 24 年 10 月から建設に着手し、平成 25 年 10 月から順次入居申し込みの受け付けを開始した。(写真 4-35、4-36)

平成 27 年度末までに計画の 16 か所、1,513 戸すべてを完成させ、被災者の入居が可能となった。(図 4-15)

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生



■図 4-15 市内各地区における災害公営住宅所在地と災害公営住宅の整備戸数 [令和元(2019)年12月31日現在]

さらに、被災者が安心して暮らすことができる生活環境を整備するため、被災者が公営住宅などに入居しようとする場合の入居資格要件の緩和を令和3年3月11日まで延長できるなどの「復興推進計画」が平成25年7月に認定された。(現行法の「被災市街地復興特別措置法」では、対象期間が災害発生日から3年間)

平成31(2019)年1月31日現在、1,403戸、2,682人(入居率92.7%)が入居している。



■写真 4-35 災害公営住宅の入居申し込み会場 [平成23(2011)年10月 いわきジャーナル撮影]



■写真 4-36 災害公営住宅の入居受け付け [平成25(2013)年10月 いわき市撮影]

イ 防災集団移転促進事業

多くの建物が流出し、住民が居住するには適さないと認められる区域内の住宅地などに対しては、近隣の安全な場所に住宅地を整備し、集団移転を図る防災集団移転促進事業が選択された。(写真4-37、4-38)

被災した集落のうち、この事業が選ばれたのは久之浜町末続(対象19戸⇒移転10戸)、同金ヶ沢(同13戸⇒同10戸)、江名字走出(同22戸⇒同14戸)、錦町須賀(同40戸⇒22戸)であった。(表4-9)



写真4-37 走出地区防災集団移転促進事業の区域・走出土地利用に係る意見交換会
[平成26(2014)年6月 いわき市撮影]



写真4-38 防災集団移転促進事業の対象区域となった錦町須賀
[平成30(2018)年4月 いわき市撮影]

■表4-9 防災集団移転促進事業の概要

地区	移転促進		移転先					
			住宅団地			災害公営住宅	個別移転(他地域)	
	面積(ha)	世帯(戸)	面積(ha)	世帯(戸)	位置	世帯(戸)	世帯(戸)	世帯(戸)
末続	7.0	19	0.7	10	久之浜町末続字宮田(末続駅南西部)	4	5	
金ヶ沢	3.5	13	0.6	10	大久町大久字北田(国道6号・バイパス付近)	1	2	
走出	0.6	22	0.1	14	永崎字町田(市災害公営住宅「市営永崎団地」隣接地)	11	8	
錦町須賀	4.0	40	0.7	22	錦町ウツギサキ(勿来錦第一土地区画整理事業区域内)	7	11	

平成27年2月までに整備した防災集団移転促進事業の4地区38区画について、被災者の意向が変わったことにより引き渡せなくなった4区画を除き、すべての宅地引き渡しが完了した。

防災集団移転促進事業の跡地利活用については、提案者からの提案を審査委員会の評価結果を踏まえ事業者を決定し基本協定を締結。締結後は地区住民の連携の下、関係機関との協議を踏まえ、事業者が作成する事業実施計画書に基づき、土地の引き渡しを行った。

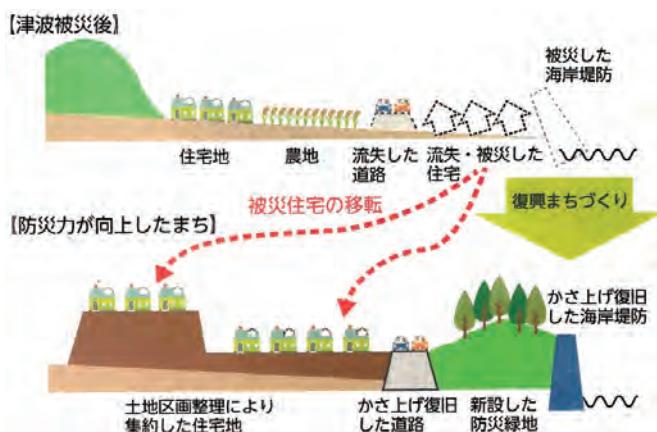
ウ 震災復興土地区画整理事業

甚大な被害を受けた市街地では、地域をどう立て直すか、行政などと協議を繰り返した結果、久之浜町久之浜、平薄磯、平豊間、小名浜港背後地、小浜町、岩間町の6か所において、津波を防ぐための河川や海岸保全施設などの整備に合わせて後背市街地および隣接する農地、山林などを含めた区域を土地区画整理事業の手法で一体的に整備することにより市街地の再生を図る「震災復興土地区画整理事業」

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

の手法を選択した。(図4-16、写真4-39)

対象地区では、市街地形態に応じて宅地や公共施設、商業・地場産業施設、道路、公園、防災緑地などが効果的に再配置されることとなった。(表4-10、写真4-40)



■図4-16 震災復興土地区画整理事業のイメージ図



■写真4-39 豊間震災復興土地区画整理事業区域の権利者現地説明・立ち合い [平成29(2017)年3月 いわき市撮影]

■表4-10 震災復興土地区画整理事業の概要

地区	被災面積		計画		備考
	浸水面積(ha)	全半壊戸	面積(ha)	区画(区画)	
久之浜	20.2	270	28.4	213	市街地と高台の2か所
薄磯	27.0	326	37.0	185	市街地と高台の2か所
豊間	57.4	689	55.9	349	市街地と高台の2か所
小名浜港背後地	—	568	12.2	—	公共施設、大型商業施設
小浜	4.3	50	3.8	32	
岩間	11.6	188	12.5	59	岩間町岩下と同小原

小名浜港背後地においては、鉄道施設の移転、大型商業施設の進出、国・県官公庁の再配置など、いわき市復興を象徴する区域となった。

平成24年に開始した同事業では、平成30年6月に838区画すべての宅地引き渡しが完了し、同年7月に道路や公園、公共施設の整備が竣工した。(写真4-41)

その後の震災復興土地区画整理事業区域における土地利用状況は、令和2年11月30日現在で485区域(再建率57.9%)まで達した。



■写真4-40 薄磯震災復興土地区画整理事業区域の造成工事 [平成29(2017)年3月 いわき市撮影]

エ 「空き地バンク」事業

震災復興土地区画整理事業によって、久之浜町久之浜、薄磯、平豊間、小浜町、岩間町では合わせて838区域の宅地が整備されたが、震災から10年近くをかけて造成されたものの、さまざまな理由によっ

て住宅立地の予定が見込めず、令和2年1月末時点で391区画(久之浜95、薄磯100、豊間176、小浜8、岩間12)が未利用となっていた。

未利用地の地権者に意向調査したところ、売却などを検討している人が3割超、そのうち8割近くの売却先が決まっていなかった。このため、市は未利用となっている土地の活用促進に向け、令和2年2月に「空き地バンク」事業を開始した。事業内容としては、市が売却や賃貸を希望する所有者の土地情報を空き地バンクに登録、ホームページに公開することで購入希望者とのマッチングを図るもので、移住希望者の定住化を促進し、コミュニティの再生につなげようとする施策である。

才 新しい区画に沿った行政地名

東日本大震災後の震災復興土地区画整理事業が施工された対象区域では、被災した宅地が再配置され、新たな街の街区に合わせて行政地名が大きく変更された。このうち、隣り合う薄磯と豊間では行政名の付け方で大きな違いを見せた。

平薄磯ではアンケートの結果、「復興にふさわしい従来の名称を生かした新しい町名にしたい」が多くを占め、検討の結果「いわき市薄磯一～三丁目」が大字名、字名となった。(写真4-42)

一方、平豊間ではワークショップを開くなどして地域住民の意見集約を図った。この結果、「長年親しんできた旧地名、小字を残したい」という意見が多く占め、「平豊間字◇◇台」とし、高台の新たに土地区画整理事業を施行した区域は「字◇◇台」とした。(写真4-43、4-44)



写真 4-41 いわき都市計画事業の震災復興土地区画整理事業合同竣工式典 [平成30(2018)年9月 いわき市撮影]



写真 4-42 薄磯震災復興土地区画整理事業区域 [平成31(2019)年3月 いわき市撮影]



写真 4-43 豊間地区の新しい字名を決める説明会で図面を確認する住民 写真のなかに表示された字名は使われず最終的に旧字名が基本となった。
[平成28(2016)年2月 いわき市撮影]



写真 4-44 豊間震災復興土地区画整理事業区域 [平成31(2019)年3月 いわき市撮影]

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

このように、大字については、薄磯は「いわき市薄磯」と平を外し、豊間では「いわき市平豊間」と従来どおりとした。字についても、薄磯は一～三丁目、豊間は高台区域を除き、従来の字を選択するというように各々対照的な行政地名を選択した。

⑥ 市街化調整区域内の地区計画制度を活用した宅地供給

東日本大震災以降、市内沿岸部の津波被災者の住宅再建をはじめ、双葉郡等からの避難者の受け入れなどに伴い、宅地需要の増加や、需要増に伴う宅地の急激な高騰など、市民生活への影響が顕在化した。

のことから、市は宅地需要の急速な高まりに機動的に対応するため、平成26(2014)年7月に策定した「市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」に基づき、市街化区域との連続性や、道路、公園等の必要な公共施設の整備状況等を踏まえながら、市街化区域と一体性のある土地利用の実現性や良好な居住環境の形成を勘案し、市が宅地の候補地を総合的に判断、選定を行った。(写真4-45)

また、開発事業計画や地区計画案の作成にあたっては、民間の宅地開発事業者と協働で進めるとともに、都市計画法に基づく手続きについては、東日本大震災復興特別区域法に基づくいわき市復興整備協議会を活用し、ワンストップで進めることとし、民間事業者による迅速な宅地供給を推進した。

なお、当該事業については、当初、19地区の候補地を選定し、関係権利者等に対し説明会を開催。そのうち、民間事業者からの参画の意向が示され、かつ、地権者の合意が得られた8地区で事業が進められた。(写真4-46、表4-11)



写真4-45 平上荒川の「地区計画制度」が適用された区域 [平成27(2015)年6月
いわき市撮影]



写真4-46 平上荒川の「地区計画制度」区域の分譲 [平成28(2016)年10月
いわきジャーナル撮影]

■表4-11 東日本大震災に伴う市街化調整区域の地区計画

「地区計画」の名称	計画決定年月	面積(ha)	備考
平上荒川住宅団地地区	平成27年8月	2.3	
岩間町小原地区(高台区域)	平成28年3月	1.5	岩間震災復興土地区画整理事業
平中山住宅団地地区	平成28年3月	1.7	平成28年10月に変更
四倉町上仁井田住宅団地地区	平成28年8月	1.0	
平幕ノ内住宅団地地区	平成29年6月	3.7	
渡辺町洞住宅団地地区	平成29年6月	3.9	
平泉崎住宅団地地区	平成29年7月	2.6	
常磐上矢田町住宅団地地区	平成29年7月	1.3	
好間町上好間住宅団地地区	平成29年10月	7.3	

⑦ 市営住宅借地の返還で土地を有効活用

宅地不足を解消するため、市は平成27年7月、市営住宅として借りている民有地を宅地化するモデル事業「市営住宅借地返還促進事業」を平南白土団地の一部で開始。居住者の意向を調査したうえで、同団地の空き室に引っ越ししてもらい、空き家を解体し、平成28年4月に土地を地権者に返還した。引っ越し費用は市が負担した。(写真4-47)

市はこのモデル事業の検証を行い、平成28年度からの事業本格実施につなげ、民間における有効な土地利用を促した。



■写真4-47 市営住宅「南白土団地」・市営住宅借地返還促進事業モデル地区 [平成27(2015)年7月 いわき市撮影]

(2) 津波被災を防ぐための社会インフラ整備

① 県管理の復旧・復興事業

大津波は、いわき市の約60kmにわたる海岸を高潮や津波から守ってきた防潮堤を乗り越え、一部の防潮堤を破壊して、海岸部の街を飲み込んだ。海と接する海岸防潮堤や漁港、県道、防災緑地などは管理者である福島県が復旧・復興をめざした。

(写真4-48)

具体的には、平成23(2011)年度から市内7地区で津波対策となる防潮堤のかさ上げや防災緑地の整備など複数の「多重防御」の工事を実施。令和元(2019)年10月に完了した「久之浜地区復旧・復興事業」で全地区における工事が終了した。

ア 港湾

表4-12 港湾・漁港の整備状況

名称	整備期間
久之浜(避難港)	平24～29
久之浜(漁港)	平23～28
四倉(漁港)	平24～30
豊間(漁港・沼ノ内工区)	平24～27
豊間(漁港・豊間工区)	平24～27
江名(港湾)	平23～28
中之作(港湾)	平23～29
小名浜(港湾)	平23～28
小浜(漁港)	平24～28
勿来(漁港)	平24～26

4-12、写真4-49)



■写真4-48 既設の道路や集落を守って設置された防潮堤かさ上げ、防災緑地の整備・永崎 [平成30年(2018)2月 いわき市撮影]



■写真4-49 小浜漁港の整備 [平成25(2013)年6月 いわき市撮影]

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

イ 防潮堤

県は防潮機能を復旧させるとともに防災性の向上を図るために、堤防の強化とかさ上げを主体とする整備を行った。

このうち堤防の高さについては、1,000年に1度といわれるような最大クラスの津波の場合は住民避難を柱とした総合的津波対策(多重防護)のなかで対応することとし、今回の防潮堤整備では数十年から百数十年の頻度で発生している津波水位を対象として設定することとした。

具体的には、防潮堤の高さを従来の高さから1～2.5m(地震で沈下した50cm前後分を含め)かさ上げし、T.P(東京湾平均海面のこと)、全国の標高の基準となる海平面の高さ) + 7.2m(久之浜地区の一部はT.P + 8.7m)の高さにするとともに、従来のものよりも厚みを持たせるほか、法面の補強や基礎を深くすることにより、引き波にも耐え得る「粘り強い」構造を施して、堤防強化を図った。(写真4-50)

市内海岸では平成24(2012)年11月から着工し、令和元年度までにすべての防潮堤を完成させた。(図4-17、表4-13)

■表4-13 防潮堤等の建設(かさ上げ、強化)状況

地区	名称	延長	整備年度
久之浜	末続地区海岸	410.0m	平25～28
	金ヶ沢地区海岸	191.0m	平25～28
	久之浜地区海岸(避難港)	379.1m	平24～25
	久之浜地区海岸(漁港)	45.0m	平25～28
	久之浜地区海岸	2,139.0m	平24～29
	田之郷地区海岸	160.0m	平24～27
四倉	志津地区海岸	285.0m	平28～29
	四倉地区海岸(漁港)	2,055.0m	平24～30
	仁井田地区海岸	3,108.0m	平25～29
平	草野・下神谷地区海岸	1,390.0m	平25～28
	夏井地区海岸	4,512.0m	平25～30
	沼ノ内地区海岸	337.0m	平26～28
	沼ノ内地区海岸(漁港)	243.0m	平25～27
	薄磯地区海岸	1,115.0m	平24～28
	豊間地区海岸(漁港)	1,018.0m	平25～30
	豊間地区海岸B(漁港)	260.0m	平24～27
	豊間地区海岸B	1,419.4m	平25～28



写真4-50 薄磯海岸の防潮堤整備 背後に多目的広場、さらにその背後には防災緑地が設けられた。 [平成30(2018)年3月 いわき市撮影]

防潮堤の完成によって以前のような景観は得られなくなったが、安全性の向上が図られることになった。

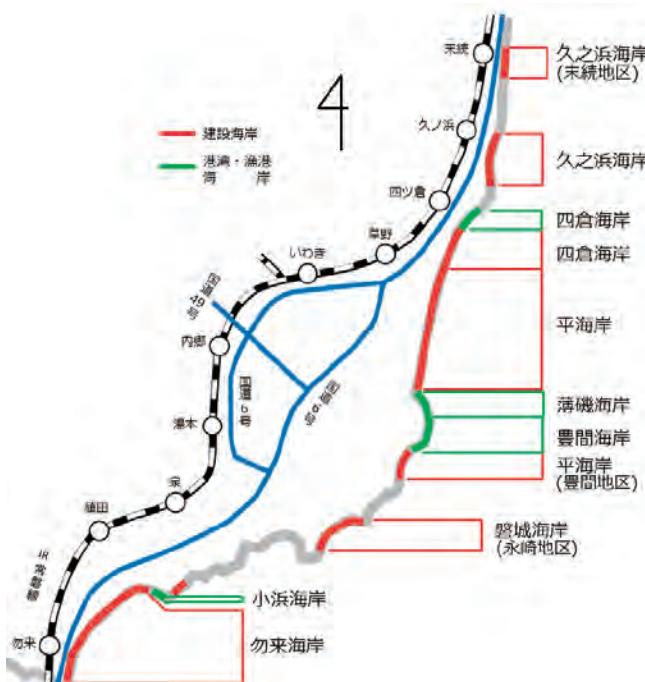
後背地には、原則防潮堤に沿って防災緑地が設置された。(表4-14、写真4-51)

地区	名称	延長	整備年度
小名浜	走出地区海岸	306.7m	平26～27
	江ノ浦地区海岸	341.0m	平26～28
	岸浦地区海岸	412.0m	平26～28
	中之作地区海岸(港湾)	697.0m	平26～28
	永崎地区海岸(船溜り)	519.0m	平25～27
	永崎地区海岸	1,985.2m	平24～29
勿来	下神白地区海岸	174.0m	平25～28
	小浜地区海岸	244.0m	平25～27
	岩間・佐糠地区海岸	1,932.0m	平25～30
	錦町地区海岸	1,541.0m	平25～28
	関田地区海岸	2,700.0m	平24～29
	九面地区海岸	80.0m	平23～24

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

■表 4-14 防災緑地の整備状況

名称	面積	整備年度
久之浜地区防災緑地	11.2ha	平24～31
四倉地区防災緑地	4.9ha	平25～30
沼ノ内地区防災緑地	1.6ha	平26～29
薄磯地区防災緑地	4.6ha	平25～29
豊間地区防災緑地	13.6ha	平25～30
永崎地区防災緑地	2.2ha	平25～30
岩間地区防災緑地	3.9ha	平25～30



■図 4-17 海岸防潮堤の災害復旧対象箇所 [「いわき管内海岸災害復旧事業」を引用して一部改変]



■写真 4-51 防災緑地に“緑”を育てる・豊間防災緑地
〔平成 28(2016)年 11月 いわき市撮影〕

ウ 河川堤防

主要河川に加えてその支川では、大津波が遡上して堤防越水を起こし、流域の街や田畠に浸水したことから、鮫川、夏井川、藤原川、蛭田川、末続川、境川、仁井田川などの河口域を中心として堤防の強化、かさ上げ工事が施工された。(表 4-15、写真 4-52、4-53)



■写真 4-52 謙訪川の堤防かさ上げに着手・平豊間 [平成 27(2015)年 7月 いわき市撮影]

■表 4-15 河川の整備(強化、かさ上げ)復旧状況

河川名	延長	整備年度	河川名	延長	整備年度
末続川	471.0m	平25～28	弁天川	176.0m	平25～28
大久川	321.0m	平26～29	諫訪川	451.0m	平26～28
仁井田川	834.0m	平26～28	神白川	321.0m	平26～29
夏井川	1,252.9m	平26～28	鮫川	4,514.0m	平25～30
滑津川	580.0m	平24～29	蛭田川	1,341.0m	平25～30



■写真 4-53 堤防かさ上げ工事が進む諫訪川・平豊間 [平成 27(2015)年 12月 いわき市撮影]

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

また、海からの逆流を防ぐため、平成29年4月、県内初の津波高潮対策水門「弁天川水門」が供用開始。以後、四倉町の境川、永崎の天神前川、小名浜下神白の神白川、錦町須賀の中田川、平下高久の滑津川の5か所で順次供用を開始した。(写真4-54)



写真4-54 沼ノ内の弁天川水門 [平成30(2018)年3月 いわき明星大学震災アーカイブ室撮影]

② 避難路、避難案内板を整備

約60kmに及ぶいわき市の海岸に押し寄せた大津波からの避難には系統立ったルートが不足していたことから、市は平成25(2013)年度に久之浜地区から勿来地区までの32路線を「津波避難における防災減災施設整備計画」に位置づけ、避難階段の新設や道路側溝の蓋掛けなどを進めた。(写真4-55)

また、震災の教訓を踏まえ、津波避難場所や津波避難ビルまで迅速な避難誘導を促すため、平成28(2016)年度に避難経路となる道路の電柱など403か所に避難案内板を設置した。(写真4-56)

案内板には絵文字と矢印を表示し、認識しやすい工夫を取り入れ、夜間でも見て分かるように蓄光式とした。



写真4-55 国道6号の4車線化事業に合わせて緊急時避難階段の整備・佐糠町一丁目 [平成27(2015)年6月 いわきジャーナル撮影]



写真4-56 久之浜港の避難誘導案内板 [平成29(2017)年1月 いわき市撮影]

(3) 津波被災地域における復旧・復興

① 久之浜地区

ア 久之浜町末続、金ヶ沢

【被害の状況】

久之浜町末続は市北端に位置し、双葉郡広野町と境を接する地域である。津波被災人口・世帯数は92人、29世帯だった。(写真4-57)

その南には久之浜町金ヶ沢が位置し、津波被災人口・世帯数は39人、13世帯だった。ともに海食崖に挟まれた海岸から小河



写真4-57 末続川流域の被害 海岸の波消しブロックが川中に転がっている。[平成23(2011)年6月 いわき市撮影]



■写真 4-58 南側上空から見る久之浜町金ヶ沢の被害
〔平成 23(2011)年 3月 25日 陸上自衛隊第8普通科連隊撮影〕

川沿いに津波が駆け上がり、被害をもたらした。(写真 4-58)

末続では全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が77%を占め、このうち流失家屋は47%に達した。金ヶ沢では全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が88%を占め、このうち73%が流失家屋という大きな被害(29ページに記述)となつた。(図4-18)

久之浜町末続地区において直接死(地震や津波による死亡。以下、同じ)で6人、久之浜町金ヶ沢地区においては直接死で3人が亡くなっている。

【復旧・復興の状況】

末続、金ヶ沢地区とともに、近隣の安全な場

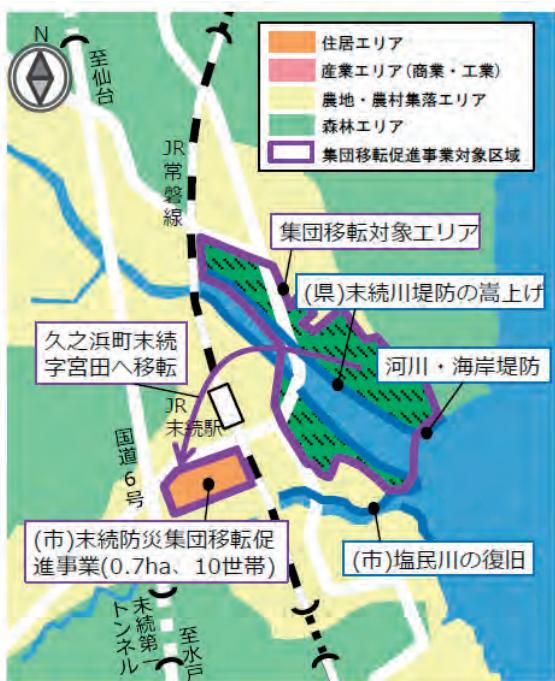
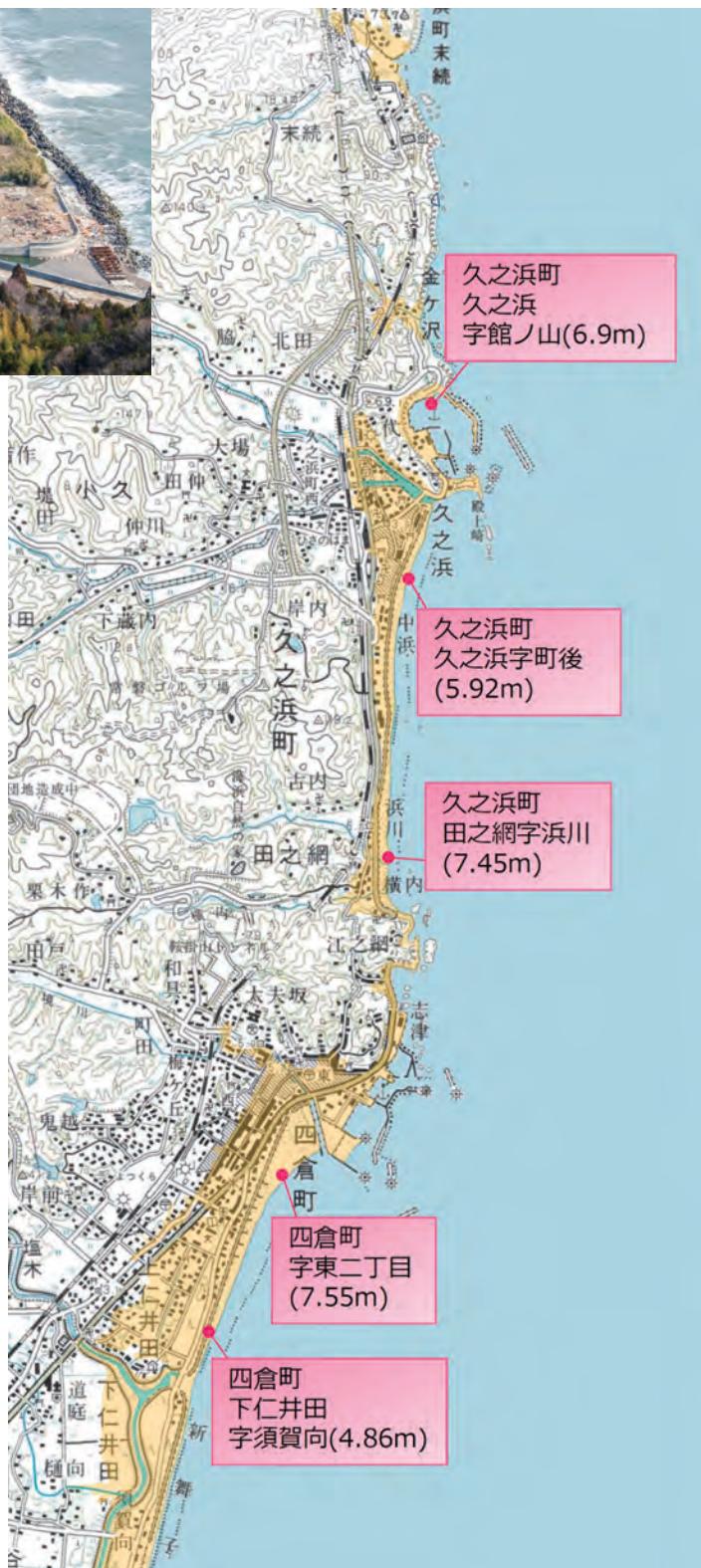


図 4-19 久之浜未続地区土地利用構想図



■図4-18 久之浜町、四倉町における津波到達範囲の概況図 [1:50,000地形図 平成19年修正] 井出(平成13年修正)川前(平成14年修正) 国土地理院提供

所に住宅団地を整備する「防災集団移転促進事業」による集団移転(65ページに記述)を図った。末続地区の一部では、防潮堤などの防災対策の実施により現位置で復興をめざしている。(図4-19、写真4-59、4-60)



■写真 4-59 久之浜町末続の被災地現況と防災集団移転促進事業に伴う移転先 末続川の河川堤防をかさ上げ。〔平成31(2019)年3月 いわき市撮影〕



■写真 4-60 久之浜町金ヶ沢の被災地現況と防災集団移転促進事業に伴う移転先の大久町大久 〔平成31(2019)年3月 いわき市撮影〕

イ 久之浜町久之浜

【被害の状況】

久之浜町の大久川河口および海岸に押し寄せた津波は海岸に接していた市街に被害をもたらした。津波の到達ラインは、幾分高く敷設されていた国道6号だった。

久之浜の津波被災人口・世帯数は、1,338人、509世帯であった。

地震発生後の午後3時44分に市街地の中央から火災が発生し、約50棟が延焼。燃え上がったガレキは津波にかき回されて燃え広がったが、上水道の破損による断水のうえにガレキで道路確保が困難ななか、市消防本部は水を積載したタンク車を出動させて延焼拡大の防止に努めた。不幸中の幸いにも、火災そのもので亡くなった人はいなかった。(写真4-61)

久之浜市街は大久川が造った広い沖積低地に発達したもので、大久川河口付近では家屋がせり出し、防潮堤前面の前浜が狭い。海岸は20度勾配の緩傾斜護岸(28、145ページに記述)が整備されていたため、ここを津波が駆け上がり、防潮堤の内側に及んで被害をもたらした。(図4-18、写真4-62、4-63)

久之浜市街のうち、旧国道より海側では全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が64%(29ページに記述)を占めた。旧国道より陸側では全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が20%、大規模半壊家屋が25%、半壊家屋(床上浸水)が20%の割合となった。

特に、旧浜街道以東の被害が大きかった。

久之浜町久之浜地区においては、直接死で41人が亡くなった。



■写真 4-61 久之浜町久之浜の火災 〔平成23(2011)年3月11日午後9時43分 中村靖治氏撮影〕



■写真 4-62 市街が防潮堤の内側に密集し、火災も伴って大きな被害に 〔平成23(2011)年3月12日午前8時43分 福島県消防防災航空隊撮影〕



■写真 4-63 大久川を越える大津波 〔平成23(2011)年3月11日午後3時34分 石川弘子氏撮影〕

【復旧・復興の状況】

大きな津波被害を受けた久之浜町においては、市街に接していた防潮堤をかさ上げし、背後には旧国道までの間に津波防災緑地を設け、一部では震災復興土地区画整理事業(25.3ha)により市街化を図った。(図4-20、写真4-64、4-65)

また、JR久ノ浜駅西側の高台にも同様の土地区画整理事業(3.1ha)を進め、合わせて213区画(66ページに記述)を整備した。

隣接する市久之浜・大久支所と久之浜公民館は大地震や大津波とともに被災した。再建に際しては、支所の有する災害時の防災拠点機能と、公民館が有するまちづくり活動拠点機能を一体化した防災拠点施設(津波避難ビル)とすることとし、平成28(2016)年3月、市地域防災交流センター「久之浜・大久ふれあい館」を久之浜町久之浜字中町に整備(144ページを参照)した。(写真4-66)

被災の教訓を踏まえ、鉄筋コンクリート3階の建物には、防災倉庫や自家発電設備が備えられ、防災意識を喚起する大震災をビジュアルで伝える資料室(206ページに記述)も配置した。

市街中心部では商業機能の多くを失ったため、平成23(2011)年9月に久之浜第一小学校校庭に復興仮設店舗「浜風商店街」がオープン。その後、平成29(2017)年4月、震災復興地区画整理事業区域内に生鮮食料品店や飲食店など8店舗と久之浜商工会が入った新しい商業施設「浜風きらら」(105ページに記述)がオープンした。(写真4-67)



■写真 4-64 震災復興土地区画整理事業の被災市街地（久之浜）の宅地引き渡し記念植樹
市街地としては最も早い完成となった。[平成 28(2016)年 3月 いわき市撮影]



図 4-20 金ヶ沢、久之浜地区土地利用構想図



■写真 4-65 南側から見る久之浜市街の復興状況 [平成 31(2019) 年 3 月 (いわき市撮影)]

このほか、久之浜町久之浜字川田には、災害公営住宅「市営久之浜東団地」(136戸)を整備(141ページを参照)した。

また、久之浜港の試験操業が続くなか、「市漁業協同組合久之浜地方卸売市場（久之浜魚市場）」は令和元（2019）年9月、8年ぶりに再開された。

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生



■写真 4-66 完成した市地域防災交流センター「久之浜・大久ふれあい館」 [平成 28(2016)年 3月 いわき市撮影]



■写真 4-67 商業施設の「浜風きらら」がオープン [平成 29(2017)年 4月 いわき民報社撮影]

ウ 久之浜町田之網

【被害の状況】

波立海岸を前に控えた久之浜町田之網の津波被災人口・世帯数は 160 人、56 世帯で、全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が 47%、大規模半壊家屋が 23%、半壊家屋(床上浸水)が 30% の割合(29 ページに記述)となった。(写真 4-68、図 4-18)



■写真 4-68 久之浜町田之網の弁天島に押し寄せる大津波 [平成 23(2011)年 3月 11 日午後 3時 25分 鈴木道弘氏撮影]

【復旧・復興の状況】

浜川や横内川の小河川に水門整備を施工するなどし、現位置における復興を基本とした。(図 4-21、写真 4-69)



■図 4-21 田之網地区土地利用構想図



■写真 4-69 波立海岸の防潮堤かさ上げ整備 [平成 30(2018)年 9月 いわき明星大学震災アーカイブ室撮影]

② 四倉地区

ア 四倉町、四倉町上仁井田

【被害の状況】

四倉地区の津波被災人口・世帯数は、字六丁目が303人、124世帯、字東三、四丁目が947人、409世帯、国道6号・県道豊間四倉線より海側が394人、164世帯であった。

市街の北東部に位置する四倉漁港は南東方向に開いているため、停泊していた船は北側に流され、一部は陸上に押し出された。

平成22(2010)年にグランドオープンしたばかりの「道の駅よつくら港」も大きな被害(149ページに記述)を受けた。(写真4-70)

四倉市街では、防潮堤を越えた大津波が市街に深く流れ込み、また北側の境川をさかのぼった津波が溢れ、その後標高差のある南方へ向かって流れた。(図4-18、写真4-71)

字六丁目と字東三、四丁目では半壊家屋(床上浸水)の割合が高く、それぞれ66%、83%となった。これは国道や県道が緩衝の役割を果たしたことによるものと考えられる。一方、国道6号・県道豊間四倉線より海側では、全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が61%、大規模半壊家屋が12%、半壊家屋(床上浸水)が14%と大きな被害(29ページに記述)となった。

四倉町においては、直接死で15人、また四倉町上仁井田地区においては直接死で5人がそれぞれ亡くなった。



■写真 4-70 海に近い「道の駅よつくら港」は大きな被害 [平成 23(2011)年 3月 14日 いわきジャーナル撮影]



■写真 4-71 四倉町字東三丁目の国道 6 号に押し寄せる大津波 [平成 23(2011)年 3月 11日午後 3時 44分 いわき民報社撮影]



■図 4-22 四倉地区土地利用構想図

【復旧・復興の状況】

海岸防潮堤のかさ上げや背後地の津波防災緑地を設けながら、現位置で復興を図った。(図4-22)

このうち、道の駅よつくら港は、平成24(2012)年8月にリニューアルし再開された。令和元年5月30

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

日には、四倉海岸の防災緑地および防潮堤、四倉港復旧などの竣工式が行われた。(写真4-72)

また、市および県の公営住宅がJR四ツ倉駅の西側に配置されたことから、既成商店街との連携を強化するため、令和3(2021)年度完成をめざし、駅の東西を結ぶ跨線人道橋(全長約40m)を整備している。

イ 四倉町下仁井田、細谷

【被害の状況】

北流する横川や原高野川に沿って津波が潮上し、一部は溢水した。下仁井田、細谷の一部水田は塩害を被った。(図4-18)

【復旧・復興の状況】

被災水田を中心に「下仁井田地区農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)」(受益面積40.4ha)を導入し、担い手への農地集積(35.2ha)が促進され、令和2(2020)年度に事業完了予定(100ページに記述)である。

③ 平地区

ア 平下神谷、下大越、藤間、下高久

【被害の状況】

通称・新舞子と呼ばれている海岸では、海岸道路の県道豊間四倉線沿いに植栽されているマツ林の防潮林が津波の勢いとガレキの流入を止めたが、夏井川右岸の藤間川が溢れ、水路を伝って低地の下大越、藤間、下高久と、広い範囲で水田に流れ込み、塩害をもたらした。(図4-23、写真4-73)



写真4-73 塩害を被った平藤間地区の水田 [平成23(2011)年3月14日 湯田由美氏撮影]



写真4-72 四倉海岸の防潮堤および防災緑地が完成 [令和元(2019)年7月 医療創生大学震災アーカイブ室撮影]

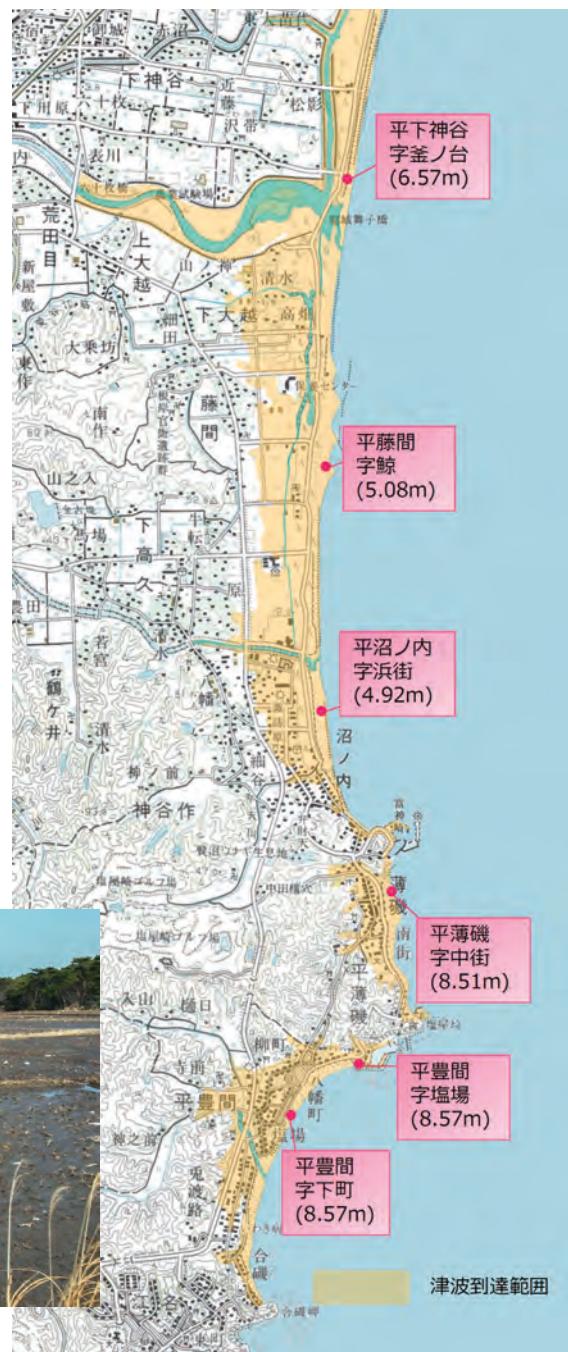


図4-23 平地区(平下神谷、下大越、藤間、下高久、沼ノ内、薄磯、豊間)の津波到達範囲の概況図 [1:50,000地形図 平、小名浜(平成19年修正) 国土地理院提供]

【復旧・復興の状況】

被災水田を中心に「夏井地区農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）」（受益面積 155.7ha）を導入し、担い手への農地集積(81.3ha)が促進され、令和2(2020)年度に事業完了予定(100ページに記述)である。（写真4-74）



■写真4-74 夏井川上空から見る「夏井地区農山漁村地域復興基盤総合整備事業」区域の平藤間、平下大越地区 [平成27(2015)年5月 いわき民報社撮影]

イ 平沼ノ内

【被害の状況】

平沼ノ内の津波被災人口・世帯数は262人、98世帯であった。沼ノ内港は被害を受けたものの、山を隔てた沼ノ内集落は背後に富神崎が控えていたことから、南東からの大きな津波を直接受けることはなかった。

全壊家屋（流出・撤去・条件付再生可）は39%に達し（29ページに記述）、半壊家屋（床上浸水）被害の割合が高く27%を占めた。（図4-23、写真4-75）

平沼ノ内地区においては、直接死で5人が亡くなった。



■写真4-75 平沼ノ内字浜街の被害 [平成23(2011)年3月27日 坂本直道氏撮影]

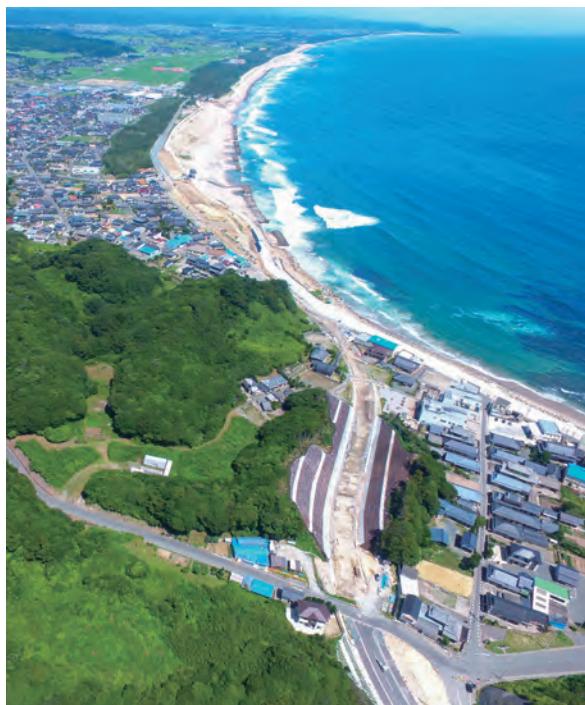
【復旧・復興の状況】

海岸防潮堤をかさ上げするとともに、背後には津波防災緑地を設け、また、海岸道路を整備して生活利便性の向上などを図った。これ以外の区域では、現位置における復興をめざした。（図4-24、写真4-76）

平沼ノ内字西原には災害公営住宅「市営沼ノ内団地」（40戸）を整備した。



■図4-24 沼ノ内地区土地利用構想図



■写真4-76 沼ノ内と薄磯を結ぶ県道豊間四倉線の付け替え道路を整備 [平成29(2017)年8月 いわき市撮影]

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

ウ 平薄磯

【被害の状況】

平薄磯の津波被災人口・世帯数は787人、283世帯であった。(写真4-77)

富神崎と塩屋崎に囲まれた遠浅な海を控え、防潮堤を大きく乗り越えて集落全部を飲み込み、ほとんどの家屋を破壊(158ページを参照)した。(図4-23、写真4-78)

住宅被害については、全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が87%と被害(29ページに記述)が大きく、しかもこのうち流失家屋は65%を占めた。公共施設のうち唯一、集落の最も奥に位置していた豊間小学校の校舎はかろうじて難を逃れた。(写真4-79)

薄磯地区の被害は市内では最も多く、直接死で111人が亡くなった。



写真4-77 集落南方の上空から見る薄磯地区 [平成20(2008)年5月
いわき市所蔵]



写真4-78 大津波で水没した薄磯地区 [平成23(2011)年3月
11日午後3時34分 小野貞夫氏撮影]



写真4-79 壊滅的な被害を受けた平薄磯 写真左手前が難を逃れた豊間小学校 [平成23(2011)年3月25日 陸上自衛隊第8普通科連隊撮影]

【復旧・復興の状況】

海岸防潮堤や河川堤防をかさ上げし、背後に津波防災緑地を設けるとともに、県道豊間四倉線を整備し観光振興の向上を図っている。さらに、その背後には、震災復興土地区画整理事業(市街地エリア=20.1ha、高台エリア=16.9ha)により、住宅、道路、公園などを配置し良好な市街地環境を形成した。被災した豊間中学校は、従来の校舎から約300m内陸側(豊間小学校西側)へ移転・整備(65ページに記述)した。(図4-25、写真4-80、4-81)

震災復興土地区画整理事業の完成に伴い、平成30(2018)年2月から字名を一~三丁目に区画するとともに、それまでの大字名「平薄磯」を「薄磯」(67ページに記述)に変えた。

平薄磯字北ノ作には、災害公営住宅「市営薄磯団地」(103戸)を整備した。



図4-25 薄磯地区土地利用構想図



写真 4-80 西側上空から見る薄磯震災復興土地区画整理事業区域 (手前が高台、その先が市街地の各エリア) [平成 31(2019) 年 3月 いわき市撮影]



写真 4-81 薄磯海水浴場付近に駐車スペースを確保した多目的広場が完成 完成イベントが開催。 [平成 30(2018) 年 6月 いわき市撮影]

工 平豊間

【被害の状況】

平豊間の津波被災人口・世帯数は 1,784 人、641 世帯だった。

平薄磯と同様に遠浅の海岸で塩屋崎と合磯岬に囲まれた湾状の海岸沿いに集落が発達した地域で、平豊間字下町において、市内最大の高さの津波となる 8.57 m を記録した。(図 4-23)

全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が 72% (29 ページに記述)と被害が大きく、しかもこのうち流失家屋は 44% を占め、直接死で 83 人が亡くなった。(写真 4-82)



写真 4-82 大津波で水没した豊間集落 [平成 23(2011) 年 3月 11 日午後 3 時 40 分 鈴木利明氏撮影]

【復旧・復興の状況】

海岸防潮堤や河川堤防をかさ上げし、背後に津波防災緑地を設けるとともに、県道豊間四倉線を整備して、観光振興の向上を図っている。さらに、その背後には、震災復興土地区画整理事業(市街地エリア = 37.8ha、高台エリア = 2 か所、合わせて 18.1ha)として、住宅、道路、公園などを配置し、良好な市街地環境を形成(65 ページに記述)した。(図 4-26、写真 4-83、4-84)

震災復興土地区画整理事業の完成に伴い、平豊間では、旧字名を活かした一方で、新たに開発された高台地区などでは、平成 31(2019) 年 3 月から新たな字名(67 ページに記述)が付された。

平豊間字榎町には、災害公営住宅「市営豊間団地」(192 戸)を整備した。

豊間中央集会所は平成 31 年 3 月、震災復興土地区画整理事業区域内に開所した。



図 4-26 平豊間地区土地利用構想図

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生



■写真4-83 北西側上空から見る豊間震災復興土地区画整理事業区域（手前が高台、その先が市街地の各エリア）〔平成31(2019)年3月　いわき市撮影〕



■写真 4-84 豊間地区津波防災緑地公園整備事業により豊間公園が開園 [平成 30(2018)年 7月 いわき市撮影]

④ 小名浜地区

ア 江名字走出

【被害の状況】

江名字走出は、小さな湾を前にした集落で、津波被災人口・世帯数は54人、25世帯。全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が68%と被害(29ページに記述)が大きく、しかもすべてが流失家屋だった。(図4-27、写真4-85)

【復旧・復興の状況】

14世帯が南西4kmに位置する永崎字町田地内に、防災集団移転促進事業により移転(住宅団地3世帯、災害公営住宅「市営永崎団地」11世帯。65ページに記述)した。(図4-28)



■図4-27 小名浜地区（江名、折戸、中之作、小名浜下神白）の津波到達範囲の概況
図 [1:50,000 地形図 小名浜(平成19年修正) 国土地理院提供]



■写真 4-85 江名字走出の被害 [平成 23(2011) 年 4 月 1 日 丹野稔氏撮影]



■図 4-28 江名、中之作、永崎地区土地利用構想図

イ 江名、折戸、中之作

【被害の状況】

江名、折戸、中之作は、ともに海食崖が海に迫る間を縫って開かれた漁港が主体の集落で、津波被災人口・世帯数は、江名港が334人、136世帯、折戸・中之作が452人、183世帯だった。

沖防波堤などの港湾施設を備えた江名では、一部損壊家屋(床下浸水)が47%と高く、全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)は21%(29ページに記述)であった。一方、折戸・中之作では全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)の割合が56%と高く、これは海岸を埋め立て住宅化したことによるものであった。(図4-27、写真4-86、4-87)



■写真 4-86 江名港付近の被害 [平成 23(2011)年 3月 20日 銀嶺スタジオ・小磯國雄氏撮影]



■写真 4-87 折戸字岸浦の被害 [平成 23(2011)年 3月 19日 渡辺謙吾氏撮影]

【復旧・復興の状況】

現位置において復興をめざしたが、このうち津波被災した小名浜消防署江名分遣所は平成26(2014)年4月に、江名公民館・江名市民サービスセンターは平成27(2015)年4月に、それぞれ江名字蔵倉に移転・改築した。(図4-28、写真4-88)

ウ 永崎、下神白

【被害の状況】

永崎の津波被災人口・世帯数は811人、301世帯だった。永崎海水浴場を控え、景観に配慮した緩い階段状の海岸堤防を乗り越え、さらに天神前川と大平川が津波を呼び込んだことから、狭い範囲で集落は二方からの津波に襲われ、全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が37%(29ページに記述)、大規模半壊家屋が18%、半壊家屋(床上浸水)が26%であった。(図4-27、写真4-89)

小名浜下神白の津波被災人口・世帯数は520人、200世帯であった。津波は神白海岸



■写真 4-88 市江名市民サービスセンター・江名公民館が落成 三匹獅子舞を披露して完成を祝う。 [平成 27(2015)年 4月 いわき市撮影]



■写真 4-89 永崎海岸を襲った大津波 [平成 23(2011)年 3月 11日午後 4時 6分 酒井孝一氏撮影]

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

の堤防を乗り越えて内側の集落を襲い、海沿いのいわき海星高校校舎、下神白保育所は壊滅的な被害を受けた。(写真 4-90)

また、神白川を伝って津波が駆け上がり、広い区域が浸水し、半壊(床上浸水)が 56%、全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が 12% (29 ページに記述) であった。(図 4-27)

【復旧・復興の状況】

両地区では、ともに現位置において復興をめざした。

なお、永崎字町田には災害公営住宅「市営永崎団地」(189戸)を整備したほか、江名字走出の住民 14 世帯が、防災集団移転促進事業により、住宅団地および同団地に移転(65 ページに記述)した。(写真 4-91)

神白川河口には、水門が設置された。(写真 4-92)



写真 4-91 上空から見る災害公営住宅「市営永崎団地」、江名字走出地区防災集団移転促進事業による移転先 (平成 31(2019) 年 3 月 いわき市撮影)



写真 4-90 被災した下神白保育所 被害が大きく、平成 24(2012) 年 7 月に廃止となった。 (平成 23(2011) 年 4 月 23 日 いわき市撮影)



写真 4-92 神白川水門の見学会 背後に見えるのはいわき海星高校 (平成 29(2017) 年 12 月 いわき市撮影)



写真 4-93 小名浜漁港に押し寄せる大津波 (平成 23(2011) 年 3 月 11 日午後 3 時 36 分 いわきジャーナル撮影)

工 小名浜、泉町下川

【被害の状況】

小名浜港は南に向いた港であり、防波堤が幾重にも配置されているため、津波の速度や強さが弱められたが、それでも波は「いわき・ら・ら・ミュウ」や「アクアマリンふくしま」などの沿岸の建物を襲い、大きな被害(170、171 ページを参照)を出した。漁港区においても小名浜魚市場などの施設や湾内に係留していた漁船や作業船が破壊され、漁船の一部は陸に押し上げられた。(写真 4-93)

各ふ頭では荷役施設の損壊や岸壁、臨港道路の亀裂・陥没などの被害が生じ、海上物流の機能が麻痺した。

また、ふ頭背後の工場や低地に密集した市街地の公共施設、商店、一般家屋などは、広く津波浸水した。(図4-29、写真4-94、4-95)

泉町下川では剣岬が海に突き出ているため、南方から押し寄せた津波が岬にぶつかり岬北側の工業団地の奥までは津波が来なかったが、南側に位置する「いわきサンマリーナ」は壊滅的な被害(176ページに記述)を受けた。

太平洋に立つ照島では頂上部と側面が崩落し、以前よりやせ細った形となつた。(写真4-96、4-97)



■図4-29 小名浜地区(小名浜、泉町下川)の津波到達範囲の概況図 [1:50,000 地形図 小名浜(平成19年修正) 国土地理院提供]



■写真4-94 小名浜港湾合同庁舎から北方に見る福島臨海鉄道小名浜駅、小名浜市街 [平成23(2011)年3月11日午後3時42分 いわき民報社撮影]



■写真4-97 頂上部分が崩れた照島 [平成23(2011)年3月18日 佐川紘一氏撮影]



■写真4-95 小名浜字辰巳町付近で出動する消防車 [平成23(2011)年3月11日午後4時48分 大田琢磨氏撮影]



■写真4-96 大地震前の照島 [昭和48(1973)年4月 佐藤茂喜氏撮影]

【復旧・復興の状況】

アクアマリンパークや漁港区、既成市街地をはじめとした小名浜港周辺地域の一体的な整備・再生は、物流の拠点である小名浜港の再生はもとより、産業・観光振興の拠点として、市が掲げる「復興事業計画重点プロジェクト」の一つに位置づけ、国・県・民間事業者等と連携し、積極的に取り組んだ。(図4-30、写真4-98)

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生



■図 4-30 小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業および周辺整備



■写真 4-99 福島臨海鉄道の新小名浜駅におけるコンテナ列車出発式 旧駅から西方約 500 m の位置に移転。〔平成 27(2015) 年 1 月 いわき市撮影〕

■写真 4-98 小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業区域
〔平成 26(2014) 年 3 月 いわき市撮影〕

具体的には、土地区画整理事業により都市計画道路平磐城線（通称・鹿島街道）を臨港道路まで延伸するとともに、福島臨海鉄道貨物ターミナル（173 ページを参照）を移転（平成 27〔2015〕年 1 月に移転完了）した。（写真 4-99、4-100）

その移転跡地である都市センターゾーンの土地利活用については民間開発の導入を図ることとし、開発事業協力者に選定したイオンモール株と平成 24 年 1 月「開発事業協力者に関するパートナー基本協定」を締結。市と同社は協働で、地元まちづくり団体や各地域の商店街などと協議を重ね、平成 26 年 4 月の「開発事業計画」の策定および「開発事業の実施に関する基本協定」の締結を経て、平成 30 年 6 月「イオンモールいわき小名浜」がオープンした。（写真 4-101、4-102）



写真 4-100 福島臨海鉄道小名浜駅が移転した跡地を整備
〔平成 27(2015)年 12月 いわき市撮影〕



写真 4-101 「イオンモールいわき小名浜」がグランドオープン①
〔平成 30(2018)年 6月 いわき市撮影〕



写真 4-102 「イオンモールいわき小名浜」がグランドオープン②
〔平成 30(2018)年 6月 いわきジャーナル撮影〕



写真 4-103 「イオンモールいわき小名浜」や国・県の合同庁舎などが立つ「小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業」区域 〔平成 31(2019)年 3月 いわき市撮影〕

また、当該地周辺の基盤整備については、震災復興土地区画整理事業(65ページに記述)と併せて津波復興拠点整備事業などを活用し、民間施設の整備と一緒に、都市センターゾーンやアクリアマリンパークの集客拠点における津波避難の安全性を確保しつつ、再度津波が発生した場合においても、都市機能を維持するための拠点を整備とともに、港と既成市街地の動線整備を進め、港と市街地の一体的なまちづくりを推進している。(写真 4-103、4-104)

具体的には、イオンモールいわき小名浜では、単なる商業施設にとどまらず、海に面している立地から、店舗閉店後も住民が屋上に避難できるほか、変電施設などを高位置に設けることにより、津波による浸水に備えることができるなど、一時避難ビルとしての機能も有する。(写真 4-105、4-106)

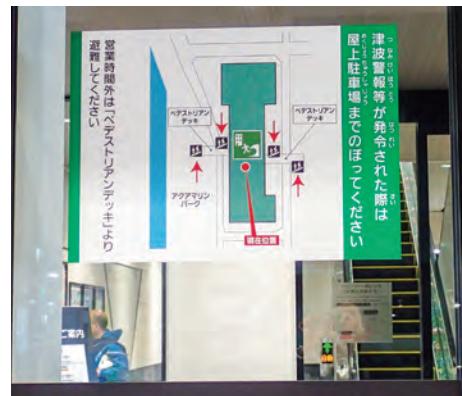
第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生



■写真 4-104 「イオンモールいわき小名浜」のオープンに合わせて「小名浜復興まちびらき碑」を建立
〔平成 30(2018)年 6月 いわき市撮影〕



■写真 4-105 「イオンモールいわき小名浜」における緊急給水用受水槽 津波対策として2階に設置されている。
〔平成 30(2018)年 11月 医療創生大学震災アーカイブ室撮影〕



■写真 4-106 「イオンモールいわき小名浜」における緊急時避難誘導看板
〔平成 30(2018)年 11月 医療創生大学震災アーカイブ室撮影〕

イオンモールいわき小名浜の東側に位置する一角には、防災機能を備えた福島県所管の小名浜港湾建設事務所、国所管の小名浜港湾合同庁舎(福島海上保安部など)が移転した。

漁業区の整備も進めた。1号ふ頭東側には、福島県漁業協同組合連合会を事業主体として本市水産業の拠点施設である、新たな小名浜魚市場の整備が進められ、平成 27(2015)年 3月から供用を開始した。(写真 4-107)

また、旧小名浜魚市場東側に整備を進めていた小名浜冷凍冷蔵施設は、平成 27 年 3 月から供用を開始した。(写真 4-108)

津波で被災した「いわきサンマリーナ」は、県の公共災害復旧事業として、桟橋や防波堤の復旧工事に着手し、平成 26 年 10 月から一部供用が開始(176 ページに記述)された。



■写真 4-107 小名浜魚市場の竣工式 旧魚市場から約 500 m 西方の 1 号ふ頭東側に建設。
〔平成 27(2015)年 3月 いわき市撮影〕



■写真 4-108 小名浜冷凍冷蔵施設は旧市営小名浜魚市場(現在は取り壊し済)の東側に建設
〔平成 26(2014)年 10月 いわき市撮影〕

⑤ 勿来地区

ア 小浜町

【被害の状況】

竜宮岬と大矢岬(離れ山)に囲まれた狭い湾につくられた小規模な漁港・小浜漁港は南に開いていたことから、直接津波の影響を受けることになり、164人、56世帯が津波被災した。

(図4-31、写真4-109)

全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が49%と高い割合(29ページに記述)を示した。大規模半壊家屋も19%を占め、直接死で2人が亡くなった。

また、地震により竜宮岬の海食崖が一部崩落した。

【復旧・復興の状況】

海岸防潮堤をかさ上げし、その背後地において、県道泉岩間植田線の整備や震災復興土地区画整理事業(3.8ha)を行い、良好な市街地環境を形成(65ページに記述)した。また、渚川の護岸や小浜漁港施設の復旧も実施した。(図4-32、写真4-110)



■図4-31 勿来地区(小浜町、岩間町、佐糠町、植田町、錦町、勿来町関田、同九面)の津波到達範囲の概況図 [1:50,000 地形図 小名浜(平成19年修正) 国土地理院提供]



■図4-32 小浜地区土地利用構想図



■写真4-109 小浜町の県道泉岩間植田線 [平成23(2011)年3月12日午前7時7分 いわき民報社撮影]

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生



写真 4-110 北方上空から見る小浜震災復興土地区画整理事業区域 [平成 31(2019)年 3月 いわき市撮影]

イ 岩間町、佐糠町、植田町

【被害の状況】

岩間町は竜宮岬の西側に位置し、南に開いた砂浜海岸に沿う集落であった。(写真 4-111)

津波は、防潮堤を基礎部分から弾き飛ばして、海岸に沿った家屋を破壊し、306人、134世帯が被災した。(図 4-31、写真 4-112)

また、この近くを流れる塚原川を潮上して津波は佐糠町の住宅街奥まで及び、鮫川の支流・渋川から溢水した津波は植田市街にも及んだ。(写真 4-113)

佐糠町の被害が少なかったのは、常磐共同火力(株)勿来発電所の建物が津波の勢いを弱めたことによるものと考えられる。

岩間町では全壊家屋(流出・撤去・条件付再生可)が42%と高い割合(29ページに記述)を示した。大規模半壊家屋も33%を占め、直接死で10人が亡くなった。



写真 4-111 南方上空から見る岩間町 [昭和 60(1985)年 8月 いわき市撮影]



写真 4-112 岩間町に押し寄せる津波 [平成 23(2011)年 3月 11日午後 3時 46分 福島県消防防災航空隊撮影]

【復旧・復興の状況】

海岸防潮堤をかさ上げとともに、背後には津波防災緑地を設け、県道泉岩間植田線を整備した。旧市街については震災復興土地区画整理事業(市街地エリア=11.0ha、高台エリア=1.5ha)により、住宅、道路、公園などを配置して、良好な市街地環境を形成(65ページに記述)した。また、周辺には住環境に配慮しながら、産業・業務施設を誘導している。(図 4-33、写真 4-114)

この結果、岩間町地内に「石炭ガス化複合発電(IGCC)設備」の誘致が決まり、平成29年4月に起工式が行われた。設備を組み合わせて、石炭をガス化することで効率的に発電する最先端システムで、商用のIGCCとしては国内最大の規模。いわき市はもちろ



写真 4-113 植田町本町と南町の境に位置する旧河川の暗きよ排水路や鮫川支流・渋川から市街まで津波が流入 [平成 23(2011)年 3月 11日午後 3時 58分 木村守氏撮影]



■写真 4-114 北方上空から見る岩間震災復興土地区画整理事業区域（写真手前が高台エリア、写真奥が市街地エリア）写真中央部では、「石炭ガス化複合発電所（IGCC）」を建設。〔平成31（2019）年3月 いわき市撮影〕

ん、福島復興の象徴（107ページに記述）の一つとして、令和2（2020）年より運転を開始した。

佐糠町東二丁目には災害公営住宅「市営佐糠第一団地」（30戸）、同二丁目には同「市営佐糠第二団地」（21戸）をそれぞれ整備した。

ウ 錦町須賀、勿来町関田、同九面

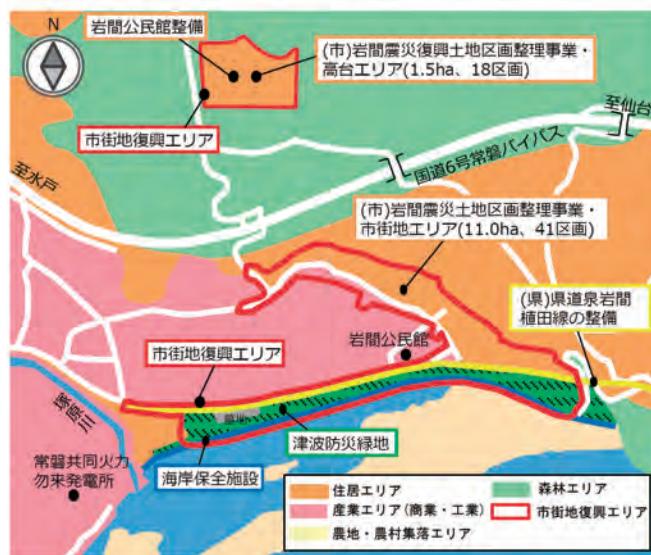
【被害の状況】

鮫川河口付近右岸の支流・中田川と海岸線に囲まれた錦町須賀は海からの津波と中田川を潮上して溢れた津波に挟まれるかたちとなって被害が拡大した。津波被災人口・世帯数は、172人、58世帯であった。（図4-31、写真4-115）

錦町須賀では全壊家屋（流出・撤去・条件付再生可）が67%と高い割合（29ページに記述）を示し、大規模半壊家屋も23%を占め、直接死で1人が亡くなった。

また、津波は堤防のない中田川や蛭田川の支流・障子川から潮上し、沿岸の水田に広範囲に流れ込み、塩害を引き起こした。

勿来海水浴場を含む勿来海岸、勿来漁港では、高い築堤や海岸侵食を防ぐため沖堤防（人工リーフ工）が築かれていたこと、南方からの津波を茨城県側の岬がさえぎったことが要因となって、津波は内陸部に入ったものの、大きな被害とはならなかった。（写真4-116、4-117）



■図 4-33 岩間地区土地利用構想図



■写真 4-115 锦町須賀海岸、蛭田川に押し寄せる大津波 〔平成23（2011）年3月11日午後3時37分 澤田忠雄氏撮影〕



■写真 4-116 勿来海岸の勿来海水浴場二つ島・津波来襲の兆候 〔平成23（2011）年3月11日午後3時26分 上遠野和裕氏撮影〕



■写真 4-117 勿来海岸の勿来海水浴場二つ島・津波来襲 〔平成23（2011）年3月11日午後3時31分 上遠野和裕氏撮影〕

第4章 東日本大震災からの復旧・復興・創生

【復旧・復興の状況】

錦町須賀地区では、一部住民が防災集団移転促進事業により、勿来錦第一土地区画整理事業地内(錦町ウツギサキ)へ移転(65ページに記述。0.7ha、22世帯)した。同土地区画整理事業地内(錦町鶴ノ巣)には災害公営住宅「市営錦団地」(64戸)も整備した。錦町須賀の区域については、一部住民が居住することから、防潮堤かさ上げ(183ページを参照)、防災対策などを講じ、安全性を向上させながら、現位置で復興をめざしている。(図4-34、写真4-118)

被災水田を中心に「錦・関田地区農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)事業」(受益面積56.9ha)を導入し、担い手への農地集積(47.0ha)が促進され、令和2年度に事業完了予定(100ページに記述)である。



■図4-34 錦町須賀地区土地利用構想図



■写真4-118 写真右手前が錦町須賀地区防災集団移転促進事業区域 (平成31(2019)年3月 いわき市撮影)